Hyogo
Prefecture

資料4

# ひょうご多文化共生社会推進指針（案）

～　ともに学び、働き、暮らし、多様性を未来の力に　～

令和８年10月28日

# 目次


## Ⅰ　指針改定にあたって

1　改定の背景 …… 4

2　指針の位置づけ …… 6

3　改定の方法 …… 7

4　想定期間 …… 7

## Ⅱ　現状と課題

1　外国人県民の状況

（１）県内の在留外国人数 …… 8

（２）県内の外国人労働者数 …… 10

（３）県内の外国人留学生数 …… 14

（４）地域別の状況 …… 15

2　本県の人口推計 …… 19

3　国の動き

（１）育成就労制度 …… 20

（２）特定技能制度 …… 20

（３）外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 …… 21

4　多文化共生社会の実現に向けた課題 …… 24

（１）日本語学習・コミュニケーション …… 26

（２）意識づくり・推進体制 …… 31

（３）県内産業における就労 …… 34

（４）教育・防災・医療・住宅等 …… 36

## Ⅲ　めざす姿と取組方針

1　めざす姿 …… 40

2　取組方針の全体像 …… 42

3　総合的な取組方針 …… 43

4　多文化共生を推進する主体 …… 45

# 目次

## Ⅳ 総合的な施策


1　日本語学習とコミュニケーション環境の充実

（１）日本語を学ぶ機会の充実 …… 48

（２）日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進 …… 50

（３）外国人県民の地域との交流促進 …… 52

2　県内産業における外国人労働者の活躍促進

（１）県内企業における働く環境の整備と魅力発信 …… 54

（２）外国人留学生等の積極的な人材確保 …… 56

3　安全・安心な社会のための環境整備

（１）多言語による情報発信・相談体制の充実 …… 58

（２）学校での受入体制整備・学習機会の確保 …… 60

（３）防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築 …… 62

（４）医療・福祉サービス等の提供環境の整備 …… 64

（５）住宅確保など居住支援 …… 66

4　多文化共生を支える基盤づくり

（１）多文化共生の意義の普及啓発 …… 68

（２）多文化共生に取り組む体制強化と人材育成 …… 70

# Ⅰ　指針改定にあたって

## １　改定の背景



（１）現行指針は、特定技能制度の導入などにより、外国人県民の増加や多国籍化が進むとともに、県内産業における外国人労働者の重要性が高まる中、これらに伴う新たな課題に対応するため、令和３年３月に改定したものである。

（２）以降、在留外国人数は過去最多となる一方、秩序ある共生社会への関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化している。

① **少子高齢化と人手不足**
コロナ禍からの経済機能回復に伴い、人手不足が顕在化。各分野で深刻な状況が続いている。
また、少子高齢化の影響により、今後も長期にわたって日本人の人口減が進む見込み

② **県内の在留外国人が過去最多**
前回の指針改定（令和３年３月）以降、県内の在留外国人数は約1.4倍に、外国人労働者は約1.7倍に急増し、人数はそれぞれ過去最多

③ **特定技能制度、育成就労制度**
令和９年度からは育成就労制度も新たに施行され、特定技能制度と連続性を持たせながら、長期にわたって日本の産業を支える人材を育成する方針が明確化

④ **秩序ある共生社会への関心の高まり**
国は、関係閣僚会議を新たに設置し、外国人の適正な受入れ・在留管理と、国民と外国人の双方が安全・安心に暮らせる秩序ある共生社会の実現に向けて、省庁横断的に検討を重ね、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が示された（令和８年１月23日）。

# 1　改定の背景



（３）本県では、これまで、国の外国人政策の変遷に応じて、また、県内で生じるその時々の課題を踏まえながら、多文化共生社会の実現に向けた方向性を示してきた。

（４）前回の指針改定から５年余りが経過し、社会情勢が大きく変化する中で、国の方向性とも整合を図りつつ、本県として、改めて現状と課題を踏まえた上で、めざす姿や取組方針等を示す。

**【参考】 これまでの改定の経緯と今回の改定**

| 時期 | 本県指針の変遷 | 社会情勢の変化 |
|---|---|---|
| H６．３ | 「地域国際化推進基本指針」策定 | ・H5.4「技能実習制度」開始<br>・H7.1阪神・淡路大震災を契機に、外国人県民との協働・支援活動が活発化 |
| H16.3 | 「兵庫国際新戦略懇話会報告」決定 | ・H18.3総務省策定の「地域における多文化共生推進プラン」により、各県等の多文化共生の推進を支援 |
| H28.3 | **「ひょうご多文化共生社会推進指針」**策定 | ・H27.4改正入管法施行による在留資格の再編（在留資格「高度専門職」創設、「技術」「人文知識・国際業務」統合等） |
| R３．３ | 同指針　改定① | ・H30.12「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」決定<br>・H31.4「特定技能制度」開始<br>・R1.6「日本語教育の推進に関する法律」施行<br>・R2.9総務省「地域における多文化共生推進プラン」改訂<br>・R2～新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大に伴う国際往来の制限 |
| R９．３ | **同指針　改定②**<br>**～ ともに学び、働き、暮らし、多様性を未来の力に　～** | ・R4.6「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」決定<br>・R6.4日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員制度開始<br>・R8.1「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」決定<br>・R9.4「育成就労制度」　開始予定 |

# 2　指針の位置づけ

（１）兵庫県は、1868年の神戸港開港以来、世界から国籍や文化など、多様な背景を有する人々が集まり、その強みを生かしながら、国際性豊かな地域として発展してきた。

（２）今、全国的に人口減少が進む中で、人手不足に直面する地域経済や担い手不足に悩む地域コミュニティにとって、改めて外国人県民は地域をともに支える重要な存在となっている。
県民一人ひとりが多様性への理解を深めるとともに、外国人県民が安心して暮らし、これからも住み続けたいと思える地域づくりを進めることは、全ての県民が緩やかにつながり合い、一人ひとりが大切にされる社会の実現につながる。

（３）その認識のもと、本指針は、従前の指針の理念を継承しつつ、関係する各主体が相互に連携しながら多文化共生社会の実現に向けて取り組むための、兵庫県全域における基本指針として位置づける。

**【参考】 関係する兵庫県の主な中長期方針**

| 中長期の方針・内容 | | 多文化共生に関係する内容 |
|---|---|---|
| **ひょうごビジョン2050**<br>［2022年3月策定］ | 県民が共有する2050年のめざす姿を示す県の長期ビジョン | 多様な文化や価値観が共存し、誰もが生きやすい開かれた多文化社会を目指す |
| **ひょうご経済・雇用戦略**<br>（2023～2027年度）<br>［2023年3月策定］ | 県の産業・雇用分野における中長期的な取組方針 | 多様な人材が定着・活躍できる環境を整え、地域経済を支える人材の育成・確保を目指す |
| **参画と協働の推進方策**<br>［2026年3月策定］ | 県が展開する参画と協働施策の基本方針 | 「ともに知る・考える・取り組む・確かめる・支える」を基本に、地域課題の解決力と人材の確保・養成力を高める |

## 3　改定の方法

（１）本指針の改定にあたっては、外部有識者で構成する「ひょうご多文化共生社会推進懇話会」（座長：乾美紀　兵庫県立大学環境人間学部教授）を設置し、様々な視点から議論を重ね、これまでの取組に対するご意見や今後の方向性についてご提言をいただいた。

（２）また、現状・課題等を把握するため、外国人県民・市町・関係団体・企業へのアンケート調査の実施等により、幅広い方々からご意見をいただいた。

（３）さらに、多様な意見を聴取するため、本指針の立案段階において内容を公表し、パブリックコメント手続きを経るほか、本指針は、「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に定める基本的な計画に位置づけられることから、県議会の議決を経て改定を行うものである。

## 4　想定期間

（１）本指針の期間は、令和９年度から令和13年度の概ね５年間を想定する。

（２）ただし、今後の大きな社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

**外国人県民**

本指針における「外国人県民」とは、
県内に住む外国籍の人や外国にルーツを持つ人々をいう。

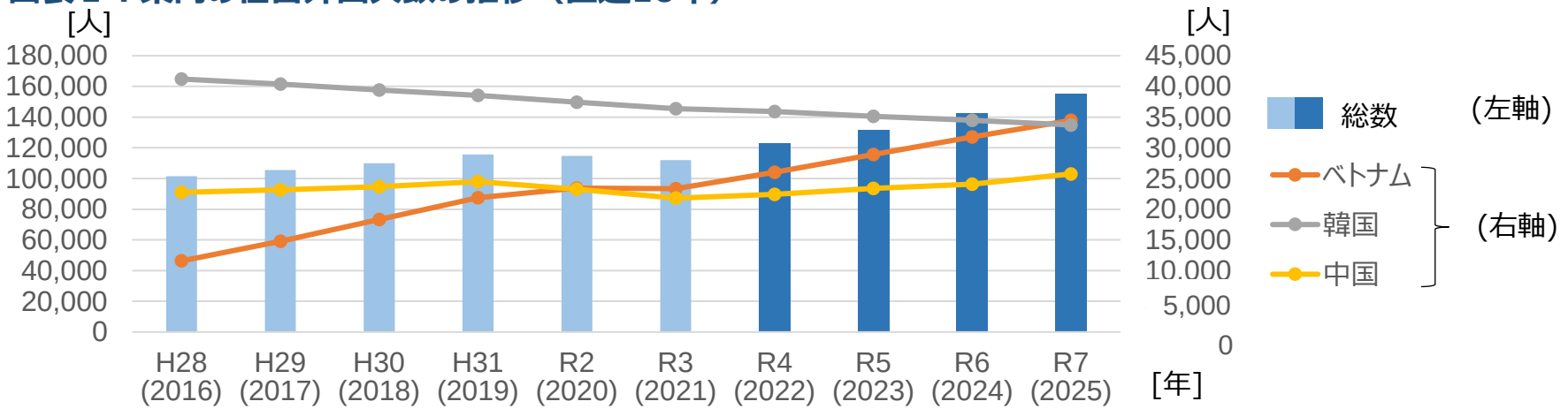
# 1　外国人県民の状況



## （１）県内の在留外国人数

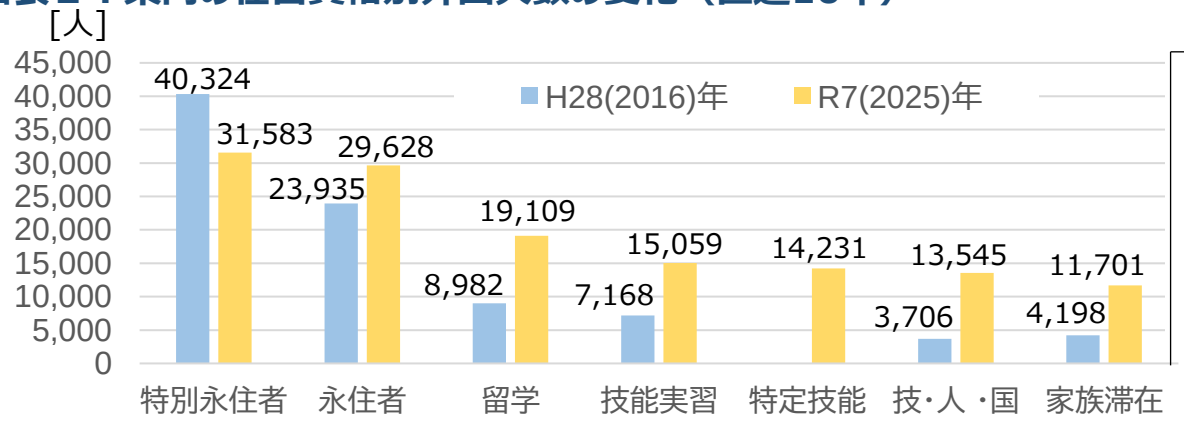
① 在留外国人数は、コロナ禍を経てＲ４年以降に伸びが拡大。特にベトナムは大きく増加　【図表１】
② 在留資格別では、特別永住者は減少。一方、労働者の増加を背景とする資格は増加　【図表２】

**図表１：県内の在留外国人数の推移（直近10年）**




（出入国在留管理庁「在留外国人統計」：各年12月末現在）

**図表２：県内の在留資格別外国人数の変化（直近10年）**




※「特別永住者」とは、昭和 20 年９月２日以前から日本に居住しており、サンフランシスコ講和条約の発効によって日本国籍を離脱した者及びその子孫に与えられる在留資格をいう。
※「永住者」とは、法務大臣が永住を認める者をいう。
※「技能実習」の人数は、１号イ･ロ、２号イ･ロを合わせたもの。
※「特定技能」は平成31年に創設された資格。人数は１号と２号を合わせたもの。

（出入国在留管理庁「在留外国人統計」：各年12月末現在）

※　本指針においては、法務省の定義に準拠し、中長期滞在者及び特別永住者に対して、「在留外国人」という呼称を使用している。

# 1　外国人県民の状況

## （１）県内の在留外国人数

③ 直近Ｒ７年の在留外国人数は約15万５千人で、Ｒ３年から1.4倍に増加　【図表３】
④ 構成比は、ベトナム、韓国、中国の３か国で全体の約60%を占める　【図表３】
⑤ Ｒ３年との比較では、特にネパール、インドネシア、ミャンマー等が大幅増　【図表３】
⑥ 現在、159の国・地域の外国人が県内に在留し、多国籍化が進む

**図表３：国・地域別の県内在留外国人数の推移**

| 国・地域 | R3年 (2021) [人] | R4年 (2022) [人] | R5年 (2023) [人] | R6年 (2024) [人] | R7年 (2025) [人] | R3年→R7年 増加数[人] | R3年→R7年 増加率[%] | R7年 構成比 [%] |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ベトナム | 23,358 | 26,023 | 28,905 | 31,788 | 34,482 | 11,124 | 47.6 | **22.2** |
| 韓国 | 36,354 | 35,928 | 35,144 | 34,477 | 33,721 | △2,633 | △7.2 | **21.8** |
| 中国 | 21,804 | 22,411 | 23,396 | 24,081 | 25,750 | 3,946 | 18.1 | **16.6** |
| ネパール | 2,699 | 5,124 | 6,423 | 8,959 | 11,411 | 8,712 | **322.8** | 7.4 |
| インドネシア | 1,683 | 2,929 | 4,084 | 5,440 | 7,696 | 6,013 | **357.3** | 5.0 |
| ミャンマー | 998 | 1,901 | 3,071 | 5,338 | 7,315 | 6,317 | **633.0** | 4.7 |
| フィリピン | 5,174 | 5,657 | 6,227 | 6,787 | 7,255 | 2,081 | 40.2 | 4.7 |
| 米国 | 2,136 | 2,422 | 2,604 | 2,682 | 2,783 | 647 | 30.3 | 1.8 |
| ブラジル | 2,395 | 2,493 | 2,423 | 2,393 | 2,375 | △20 | △0.8 | 1.5 |
| 台湾 | 1,958 | 2,089 | 2,192 | 2,257 | 2,333 | 375 | 19.2 | 1.5 |
| バングラデシュ | 383 | 1,261 | 1,528 | 1,719 | 2,287 | 1,904 | **497.1** | 1.5 |
| 朝鮮 | 2,498 | 2,397 | 2,275 | 2,180 | 2,084 | △414 | △16.6 | 1.3 |
| その他 | 10,500 | 12,490 | 13,484 | 14,575 | 15,527 | 5,027 | 47.9 | 10.0 |
| 総数 | 111,940 | 123,125 | 131,756 | 142,676 | **155,019** | 43,079 | **38.5** | 100.0 |

（法務省「在留外国人統計」：各年12月末現在）

※　法務省「在留外国人統計」においては、平成27年12月末統計から「韓国・朝鮮」に係る表記を「韓国」、「朝鮮」と区分して表記している。

# 1　外国人県民の状況

## （２）県内の外国人労働者数

① 直近Ｒ７年の外国人労働者数は約７万７千人で、Ｒ３年から1.7倍に増加　【図表４】
② 構成比は、ベトナム人の労働者数が最多（総数の36%）　【図表４】
③ 特にネパール、ミャンマー、インドネシアが大幅増　【図表４】

**図表４：国･地域別の県内外国人労働者数の推移**

| 国・地域 | R3年 (2021) [人] | R4年 (2022) [人] | R5年 (2023) [人] | R6年 (2024) [人] | R7年 (2025) [人] | R3年→R7年 増加数[人] | R3年→R7年 増加率[%] | R7年 構成比 [%] |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ベトナム | 20,403 | 21,973 | 23,242 | 24,902 | 27,730 | 7,327 | 35.9 | **36.0** |
| ネパール | 1,896 | 3,214 | 4,900 | 7,182 | 9,594 | 7,698 | **406.0** | 12.5 |
| 中国 | 9,023 | 8,511 | 8,591 | 8,601 | 8,943 | △80 | △0.9 | 11.6 |
| ミャンマー | － | 1,566 | 2,474 | 4,639 | 6,586 | 5,020 | **320.6** | 8.6 |
| インドネシア | 1,341 | 2,210 | 3,155 | 4,288 | 5,945 | 4,604 | **343.3** | 7.7 |
| フィリピン | 3,447 | 3,702 | 3,964 | 4,335 | 4,644 | 1,197 | 34.7 | 6.0 |
| 韓国 | 1,300 | 1,330 | 1,405 | 1,482 | 1,576 | 276 | 21.2 | 2.0 |
| ブラジル | 1,231 | 1,242 | 1,184 | 1,184 | 1,211 | △20 | △1.6 | 1.6 |
| ペルー | 532 | 509 | 502 | 495 | 492 | △40 | △7.5 | 0.6 |
| その他 | 6,385 | 6,835 | 7,958 | 9,057 | 10,295 | 3,910 | 61.2 | 13.4 |
| 総数 | 45,558 | 51,092 | 57,375 | 66,165 | **77,016** | 31,458 | **69.1** | 100.0 |

（兵庫労働局「外国人の雇用状況」：各年10月末現在）

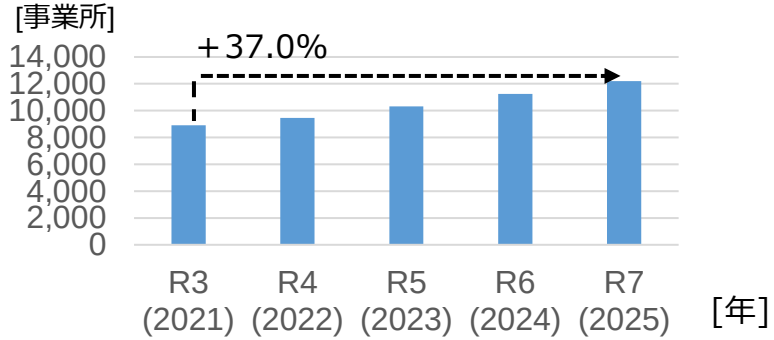
※　本指針における県内外国人労働者とは、労働局への届出の対象となる県内の事業主に雇用される外国籍の住民（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）のことをいう。
※　R3年のミャンマーの数値が公表されていないため、ミャンマーの「R3→R7」の数値は「R4→R7」で算出している。

# 1　外国人県民の状況

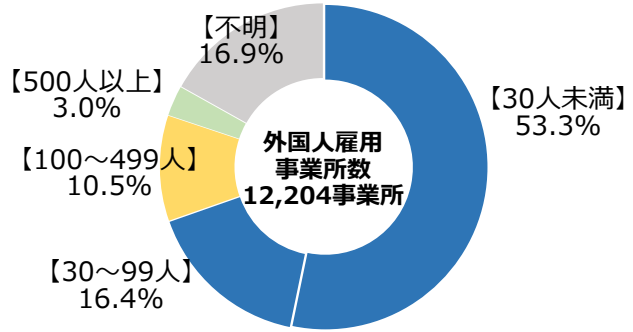
## （２）県内の外国人労働者数

④ 直近Ｒ７年の外国人労働者を雇用する事業所数は、Ｒ３年から約４割増加　【図表５】
⑤ 事業所規模別では、100人未満の事業所が全体の約７割を占める　【図表６】
⑥ 産業別では、製造業への従事者が約３割を占め最も多い　【図表７】
⑦ 在留資格別では、留学等の資格外活動や、技能実習、技・人・国、特定技能が多い　【図表８】

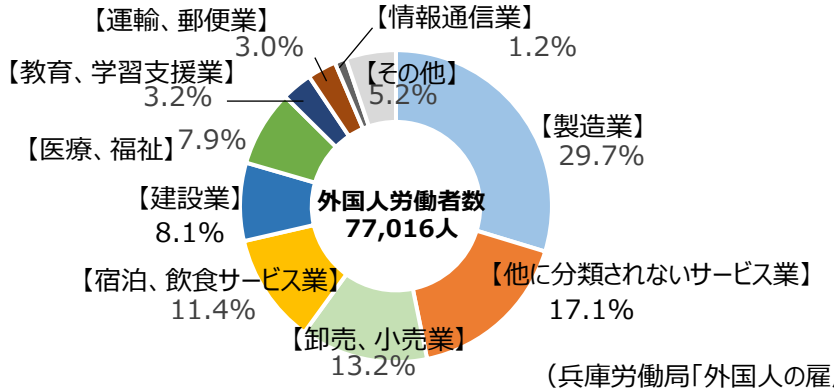
**図表５：県内の外国人労働者及び雇用事業所数の推移**



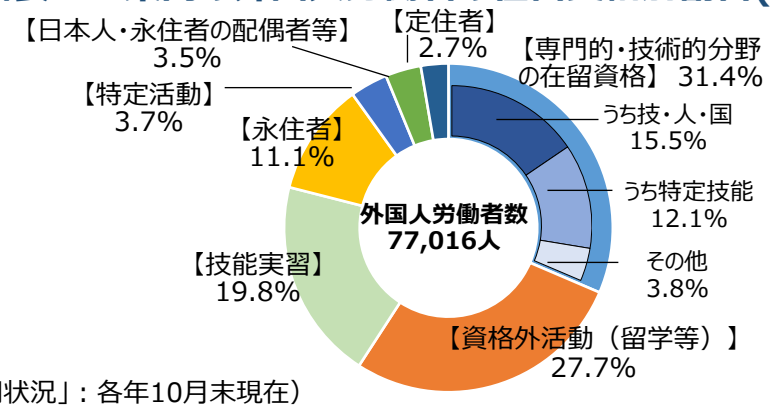

**図表６：規模別の外国人雇用事業所の割合(Ｒ７年)**




**図表７：県内の外国人労働者の産業別割合(Ｒ７年)**




**図表８：県内の外国人労働者の在留資格別割合(Ｒ７年)**




（兵庫労働局「外国人の雇用状況」：各年10月末現在）

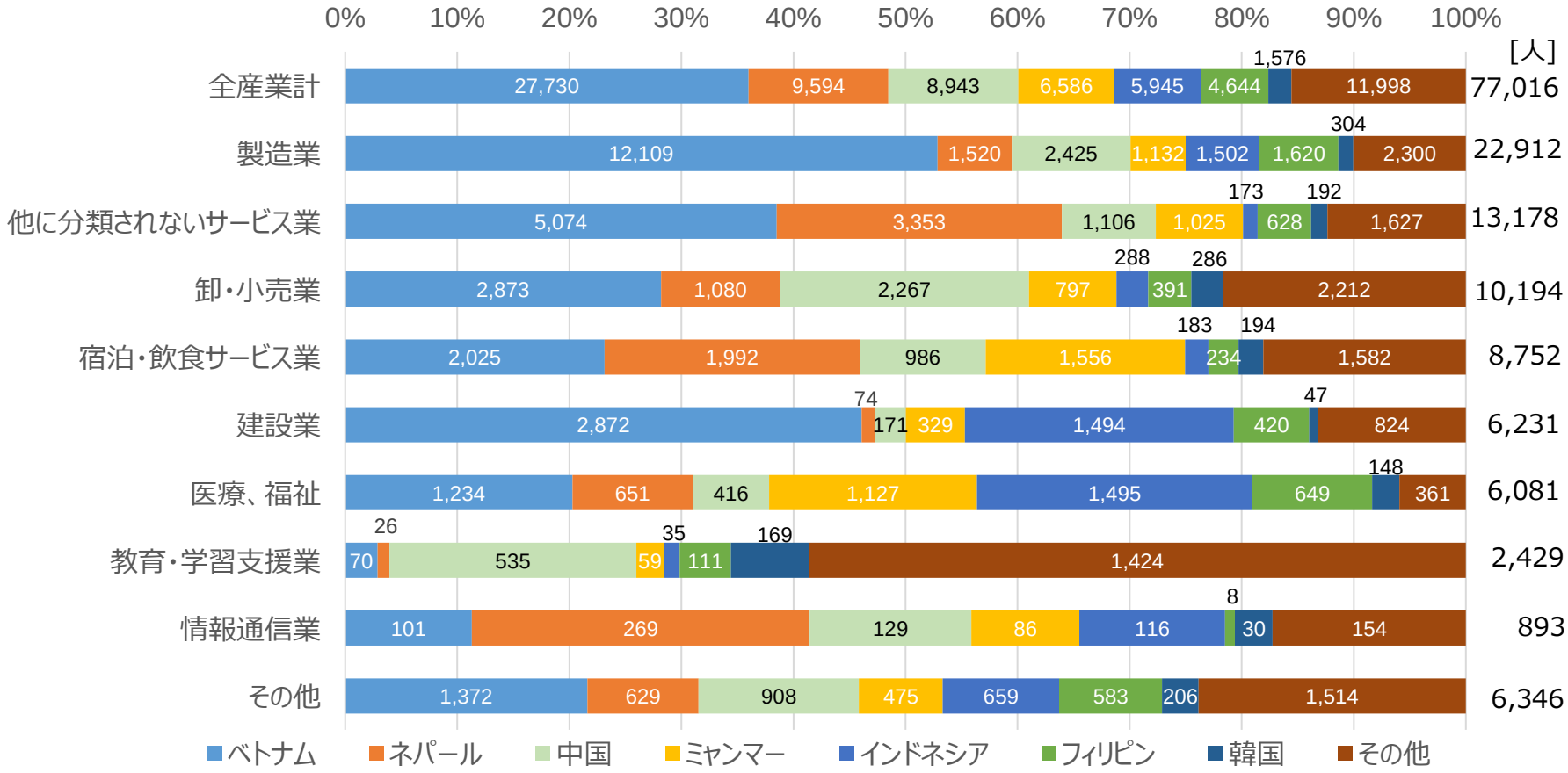
※　専門的・技術的分野には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能１号・２号」が含まれる。
※　割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

# 1　外国人県民の状況

## （２）県内の外国人労働者数

⑧ 製造業、卸・小売業、建設業では、ベトナムの割合が高い
宿泊・飲食サービス業では、ベトナム・ネパール・ミャンマーの割合が高い
医療・福祉では、インドネシア・ベトナム・ミャンマーの割合が高い　【図表９】

**図表９：主な産業別外国人労働者の国籍別割合**



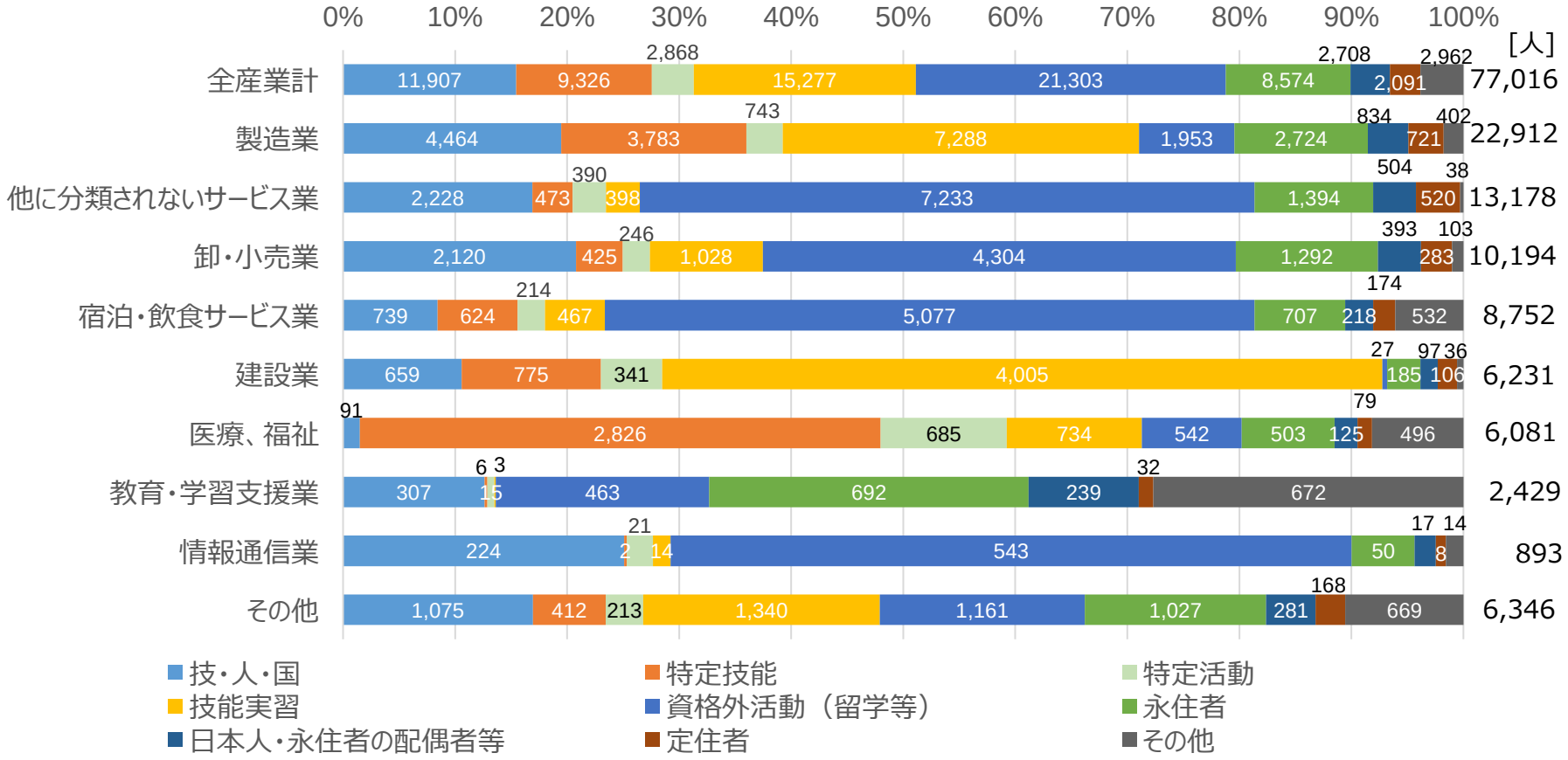

（兵庫労働局「外国人の雇用状況」：令和７年10月末現在）

# 1　外国人県民の状況

## （２）県内の外国人労働者数

⑨ 製造業、建設業では、技能実習の割合が高い
卸・小売業、宿泊・飲食サービス業では、特に資格外活動（留学等）の割合が高い
医療・福祉では、特定技能の割合が高い　【図表10】

**図表10：主な産業別外国人労働者の在留資格別割合**




（兵庫労働局「外国人の雇用状況」：令和７年10月末現在）

# 1　外国人県民の状況

## （３）県内の外国人留学生数

① コロナ禍を経てＲ５年から大きく増加。中でも、学部と日本語教育機関が大きく増加　【図表11】
② ネパール、ミャンマー等が大きく増加。一方、ベトナムは減少　【図表11】
③ 本県の外国人留学生の全国比率は4.7%。一方、就職先では2.7%と低下　【図表13、14】

### 図表11：在学段階別県内外国人留学生数

| 在学段階 | R3年(2021)[人] | R4年(2022)[人] | R5年(2023)[人] | R6年(2024)[人] | R7年(2025)[人] | R3年→R7年 増加数[人] | R3年→R7年 増加率[%] | R7年構成比[%] |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大学院 | 1,670 | 1,664 | 1,742 | 1,819 | 1,944 | 274 | 16.4 | 10.1 |
| 学部 | 3,846 | 4,078 | 5,005 | 5,957 | 6,354 | **2,508** | **65.2** | **32.9** |
| 短大 | 24 | 14 | 9 | 30 | 49 | 25 | 104.2 | 0.3 |
| 高専 | 16 | 19 | 24 | 25 | 25 | 9 | 56.3 | 0.1 |
| 専修学校 | 3,503 | 2,592 | 2,057 | 3,874 | 5,214 | 1,711 | 48.8 | 27.0 |
| 日本語教育機関 | 1,697 | 2,266 | 4,243 | 4,298 | 5,709 | **4,012** | **236.4** | **29.6** |
| 総数 | 10,756 | 10,633 | **13,080** | **16,003** | **19,295** | 8,539 | **79.4** | 100.0 |

（独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」：各年５月１日現在）

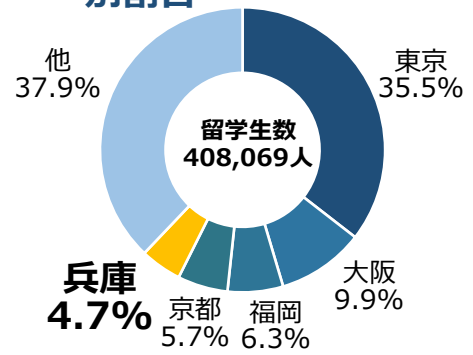
### 図表12：国･地域別県内外国人留学生数

| 国・地域 | R3年(2021)[人] | R4年(2022)[人] | R5年(2023)[人] | R6年(2024)[人] | R7年(2025)[人] | R3年→R7年 増加数[人] | R3年→R7年 増加率[%] | R7年構成比[%] |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ネパール | 921 | 1,466 | 2,631 | 4,817 | 6,364 | 5,443 | **591.0** | 33.0 |
| 中国 | 3,988 | 3,468 | 3,628 | 3,795 | 3,964 | △24 | △0.6 | 20.5 |
| ミャンマー | 217 | 348 | 757 | 1,383 | 2,350 | 2,133 | **982.9** | 12.2 |
| ベトナム | 3,758 | 2,847 | 2,385 | 2,238 | 2,240 | △1,518 | **△40.4** | 11.6 |
| バングラデシュ | 289 | 540 | 1,036 | 1,012 | 1,455 | 1,166 | **403.5** | 7.5 |
| その他 | 1,583 | 1,964 | 2,643 | 2,758 | 2,922 | 1,339 | 84.6 | 15.2 |
| 総数 | 10,756 | 10,633 | 13,080 | 16,003 | 19,295 | 8,539 | 79.4 | 100.0 |

（独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」：各年５月１日現在）

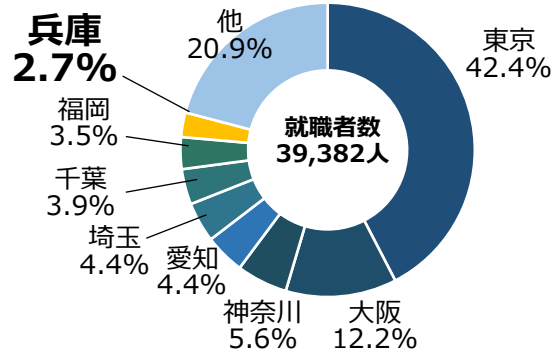
※　本指針における外国人留学生数は、大学の学部等が複数の都道府県に所在していた場合、事務局本部が所在する都道府県にまとめた集計を使用している。

### 図表13：外国人留学生の都道府県別割合




（独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」：令和7年5月1日現在）

### 図表14：就職先の都道府県別割合




（出入国在留管理庁「令和６年における留学生の日本企業等への就職状況について」:R6年1月～12月）

# 1　外国人県民の状況

## （４）地域別の状況

① 外国人数・比率は、県内全ての地域で増加傾向　【図表15】
② 神戸地域のほか、北播磨地域の外国人比率が４％台と高い　【図表15】

**図表15：県内地域別の状況**

| 地　域 | R3(2021)年度 | | R7(2025)年度 | | R3(2021)年度→R7(2025)年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 在留外国人数［人］ | 外国人比率［%］ | 在留外国人数［人］ | 外国人比率［%］ | 在留外国人増加数［人］ | 在留外国人増加率［%］ | 外国人比率の増加幅［ポイント］ |
| 神　戸 | 48,048 | 3.1 | 65,300 | **4.3** | 17,252 | 35.9 | **1.2** |
| 阪神南 | 20,575 | 2.0 | 27,994 | 2.7 | 7,419 | 36.1 | 0.7 |
| 阪神北 | 8,916 | 1.2 | 11,730 | 1.6 | 2,814 | 31.6 | 0.4 |
| 東播磨 | 8,682 | 1.2 | 11,894 | 1.6 | 3,212 | 37.0 | 0.5 |
| 北播磨 | 6,628 | 2.5 | 10,297 | **4.0** | 3,669 | **55.4** | **1.5** |
| 中播磨 | 11,957 | 2.1 | 16,240 | 2.9 | 4,283 | 35.8 | 0.8 |
| 西播磨 | 2,515 | 1.0 | 4,063 | 1.7 | 1,548 | **61.6** | 0.7 |
| 但　馬 | 1,529 | 0.9 | 2,453 | 1.6 | 924 | **60.4** | 0.7 |
| 丹　波 | 1,810 | 1.7 | 2,708 | 2.7 | 898 | 49.6 | 1.0 |
| 淡　路 | 1,280 | 1.0 | 2,340 | 1.9 | 1,060 | **82.8** | 0.9 |
| 総　数 | 111,940 | 2.0 | 155,019 | **2.8** | 43,079 | 38.5 | 0.8 |

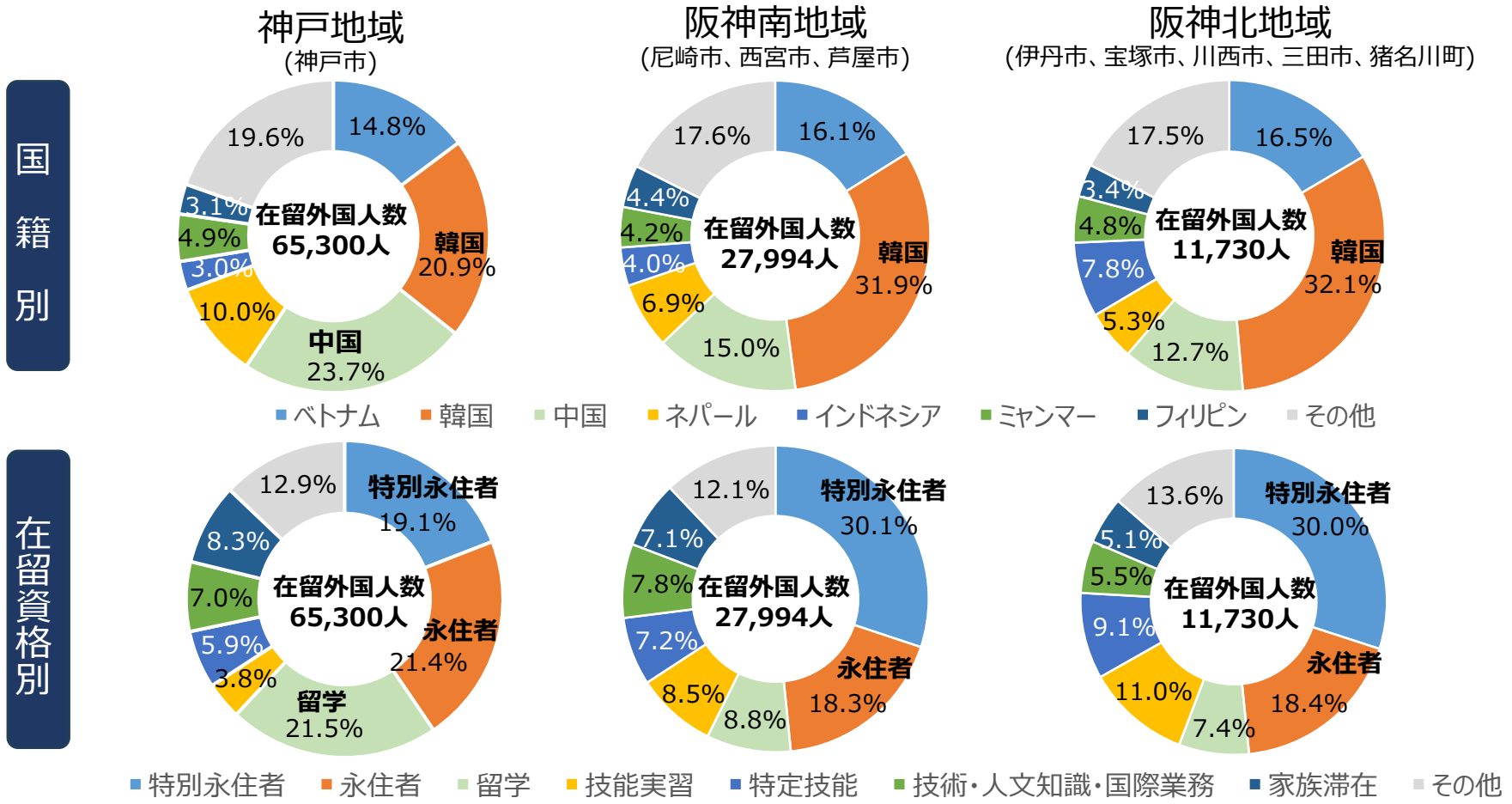
在留外国人数　出入国在留管理庁「在留外国人統計」：各年12月末現在
外国人比率　総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」：
令和３年度については令和４年１月１日現在、令和７年度については令和８年１月１日現在

# 1　外国人県民の状況

## （４）地域別の状況

③ 神戸地域は中国・韓国の割合が高い。阪神地域は韓国（特別永住者）の割合が高い
播磨・但馬・丹波・淡路地域はベトナムの割合が高く、労働者としての人材が増加　【図表16】

**図表16：国籍別・在留資格別の状況**

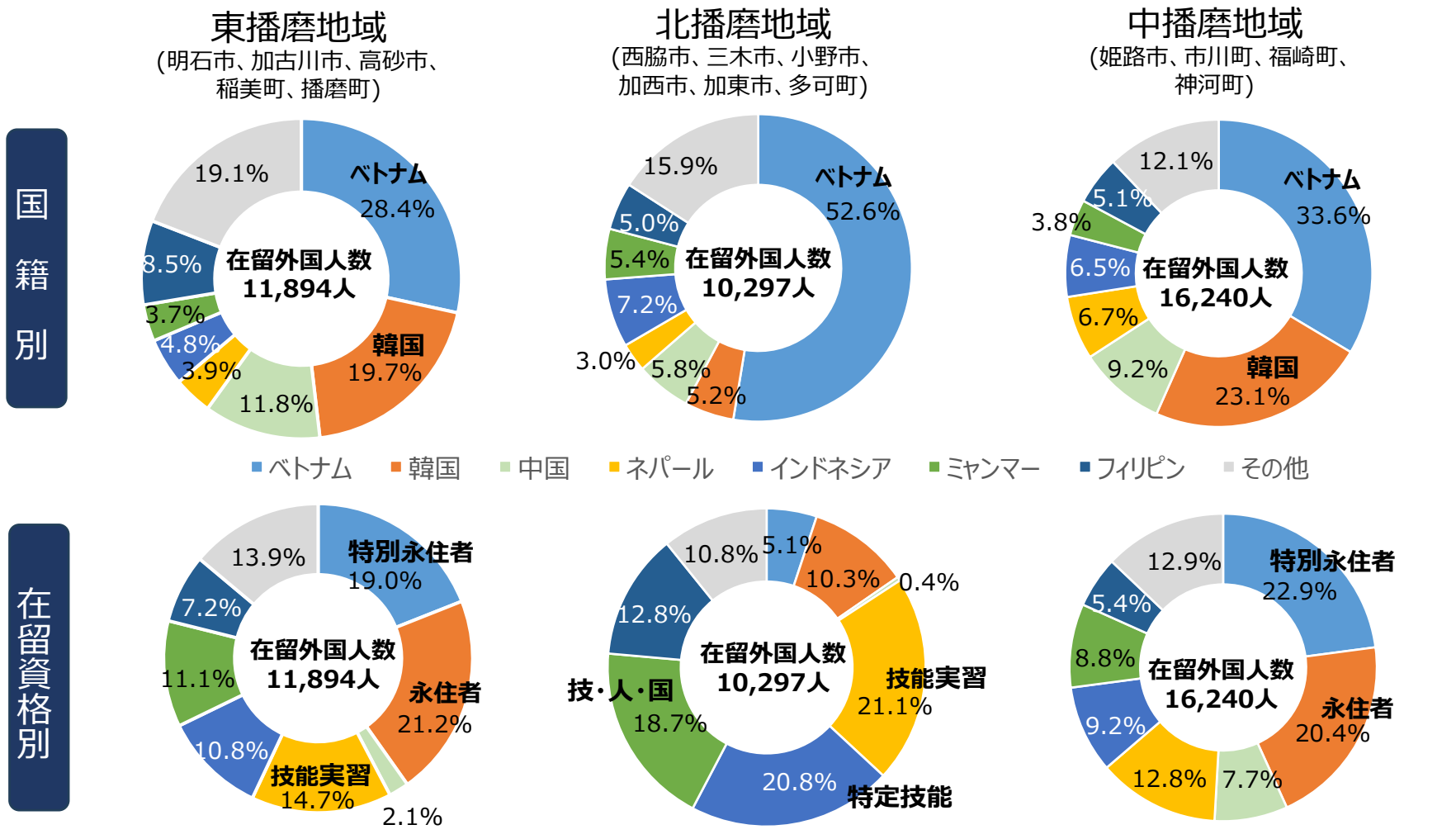



（法務省「在留外国人統計」：各年12月末現在）

# 1　外国人県民の状況

## （４）地域別の状況

**図表16：国籍別･在留資格別の状況**

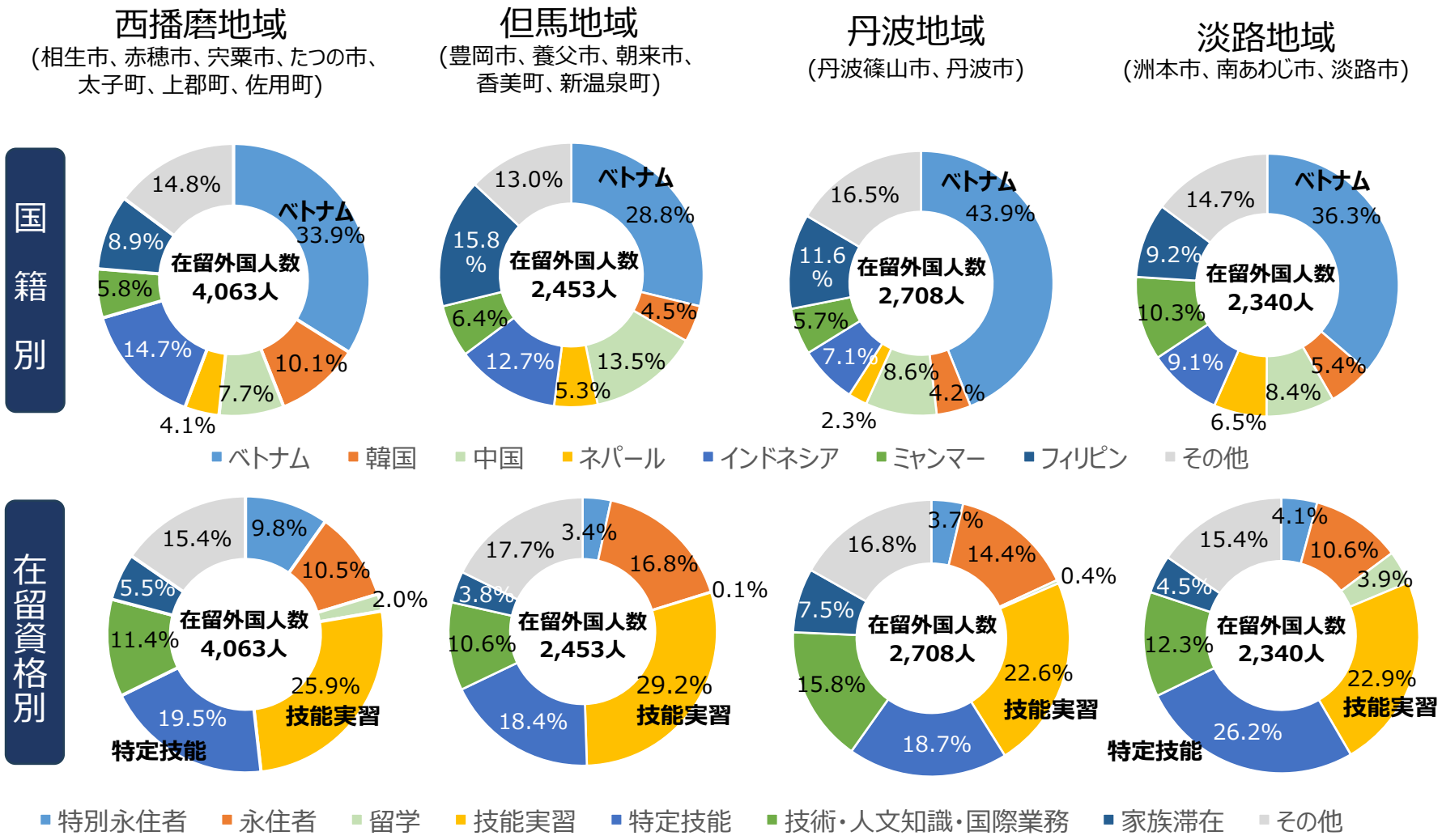



（法務省「在留外国人統計」：各年12月末現在）

# 1　外国人県民の状況

## （４）地域別の状況

### 図表16：国籍別・在留資格別の状況



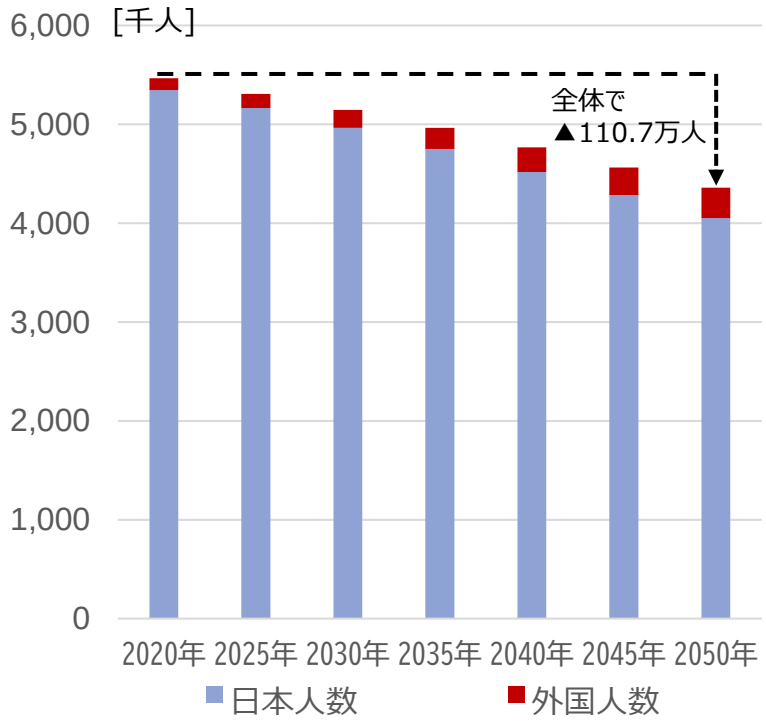

（法務省「在留外国人統計」：各年12月末現在）

※　割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

# 2　本県の人口推計

① 2020年～2050年までの間で、本県の総人口は約111万人減少する見込み　【図表17】
② 日本人の生産年齢人口（15～64歳）は2030年代半ば～2040年代半ばに減少幅が拡大　【図表18】

## 図表17-1：総人口の推計（グラフ）




## 図表17-2：総人口の推計（表）

| 区　分 | 日本人 | | 外国人 | | 合計（日本人＋外国人） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数[千人] | 増減[千人] | 人数[千人] | 増減[千人] | 人数[千人] | 増減[千人] | 外国人比率[%] |
| 2020年 | 5,345 | － | 120 | － | 5,465 | － | 2.2 |
| 2025年 | 5,166 | ▲ 179 | 143 | 23 | 5,310 | ▲ 155 | 2.7 |
| 2030年 | 4,965 | ▲ 201 | 180 | 37 | 5,145 | ▲ 164 | 3.5 |
| 2035年 | 4,750 | ▲ 215 | 213 | 33 | 4,964 | ▲ 182 | 4.3 |
| 2040年 | 4,519 | ▲ 231 | 248 | 34 | 4,767 | ▲ 196 | 5.2 |
| 2045年 | 4,285 | ▲ 234 | 278 | 30 | 4,564 | ▲ 204 | 6.1 |
| 2050年 | 4,053 | ▲ 233 | 305 | 27 | 4,358 | ▲ 206 | **7.0** |
| 合　計 | － | **▲ 1,292** | － | **185** | － | **▲ 1,107** | － |

## 図表18：生産年齢人口（15～64歳）の推計

| 区　分 | 日本人 | | 外国人 | | 合計（日本人＋外国人） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人数[千人] | 増減[千人] | 人数[千人] | 増減[千人] | 人数[千人] | 増減[千人] | 外国人比率[%] |
| 2020年 | 3,098 | － | 99 | － | 3,197 | － | 3.1 |
| 2025年 | 2,967 | ▲ 131 | 120 | 21 | 3,087 | ▲ 110 | 3.9 |
| 2030年 | 2,813 | ▲ 154 | 148 | 28 | 2,960 | ▲ 127 | 5.0 |
| 2035年 | 2,603 | ▲ 209 | 172 | 24 | 2,775 | ▲ 185 | 6.2 |
| 2040年 | 2,324 | ▲ 279 | 194 | 22 | 2,518 | ▲ 258 | 7.7 |
| 2045年 | 2,123 | ▲ 201 | 215 | 21 | 2,338 | ▲ 180 | 9.2 |
| 2050年 | 1,969 | ▲ 154 | 233 | 18 | 2,202 | ▲ 136 | **10.6** |
| 合　計 | － | **▲ 1,129** | － | **134** | － | **▲ 995** | － |

※ 国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）の「日本の地域別将来推計人口　令和５(2023)年推計」の兵庫県人口（外国人を含む合計）を使用。2020年の国勢調査に基づく各年10月１日時点の推計。また、社人研の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」日本人参考推計表に基づく全国の年齢階層別の日本人比率を用い、兵庫県の日本人数と外国人数を算出（2020年を含む全て）している。
※ 国立社会保障・人口問題研究所の数値は近年の外国人の国際移動の状況等を踏まえて推計されているが、国の外国人関係制度の改正等を前提としているものではない。本県は、あくまで現時点における将来人口の規模感を示すものとして当該推計値を活用するもの。
※ 2025年8月、法務大臣は「外国人比率の上昇は社人研の推計よりも早まる可能性がある」旨を言及する私的勉強会の中間報告書を公表した。

# 3　国の動き



## （１）育成就労制度　［令和９年 (2027年) ４月施行］

① 技能実習制度を発展的に解消。特定技能制度と連続性を持たせることで、日本で就労しながらキャリアアップできる制度を構築し、長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することが目的
② 分野ごとに受入の上限人数がある。令和10年度末まで全国で42万6,200人
（特定技能と合わせて123万1,900人 ※現在の在留者数を含めての総数）

## （２）特定技能制度　［平成31年 (2019年) 4月施行］

① 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な産業分野において、一定の専門性や技能を有した即戦力の外国人を受け入れるための制度。
② １号（相当程度の知識・経験）から２号（熟練）になると、期間は実質無期限。家族帯同も可能。

| 在留資格 | 育成就労（2027年４月施行） | | | 特定技能（2019年～） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | １号 | ２号 |
| 目　的 | 人材確保と人材育成 | | | 即戦力の人材確保 | |
| 在留期間 | ３年（特定技能への移行を想定） | | | 通算５年 | 更新に制限なし |
| 日本語能力要件 | 就労開始前 | 1年経過 | 移行時 | A2(N4)相当以上<br>※分野によりN３以上 | |
| | A1(N5)相当以上、又はA1相当の講習受講 | A1(N5)～A2(N4)相当以上 | A2(N4)相当以上 | | |
| 技能評価試験 | なし | 初級 | 専門級 | 相当程度の知識又は経験 | 熟練した技能 |
| 分　野 | １７分野 | | | １９分野 | １１分野 |
| 転　籍 | 同じ分野であれば１～２年で可 | | | 可 | 可 |
| 家族帯同 | 不可 | | | 不可 | 可 |

特定技能の受入分野
特定技能１号：19分野
うち特定技能２号：11分野

介護　ビルクリーニング　建設　造船・船用工業　自動車整備　宿泊　農業　航空　鉄道　外食業　工業製品製造業　自動車運送　飲食料品製造業　漁業　林業　木材産業　物流倉庫　資源循環　リネンサプライ

※各制度の受入分野はR8年9月末現在

# （３）外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

［令和８年(2026年)1月23日関係閣僚会議決定］

## Ⅰ 基本的な考え方

1 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
2 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
3 その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

## Ⅱ 国民の安全・安心のための取組

### 1 既存ルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

#### （1） 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

**①出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化**

電子渡航認証制度（JESTA）の導入

**②在留管理の一層の適正化**

在留資格の審査の厳正な運用、在留資格等の在り方や帰化の厳格化の検討

**③不法滞在者ゼロプランの強力な推進等**

不法就労対策の強力な推進等、外国人犯罪への適切な対応、外免切替の厳格な運用等　等

**④秩序ある共生社会の実現に向けた受入環境整備**

帯同家族を含む在留外国人が日本語や日本の制度、ルール等を学習するプログラムの創設を検討

**⑤在留許可手数料・査証手数料の見直し**

入管法の所要の改正などを行ったうえ、在留許可手数料を引き上げ

**⑥外国人の受入の基本的な在り方の検討**

外国人に係る諸課題を整理し、受入れの基本的な考え方を検討

#### （2） 外国人制度の適正化等について

**①マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用**

**②税・社会保障・医療に係る制度の適正化**

国民健康保険料の収納対策等の検討、医療費不払への対応　等

**③日本語教育の充実**

来日前の日本語教育（海外の日本語教育活動の支援）、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充　等

**④福祉・教育・住居等制度の適正化**

出入国関連情報のマイナンバーによる情報連携、外国人留学生支援運用の適正化、公営住宅・UR賃貸住宅等新規入居者の国籍把握　等

**⑤民泊・オーバーツーリズムへの対応**

### 2 土地取得等のルールの在り方を含む国土の適切な利用及び管理に向けた取組

土地所有等情報の透明性向上と公開性確保、マンション取引や地下水採取の実態の把握、外国人の土地取得のルールの在り方等

# （３）外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策



［令和８年(2026年)1月23日関係閣僚会議決定］

## Ⅲ　外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

**1 日本語教育の充実（再掲）**

**2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備（再掲）**

**3 情報発信・相談体制の強化**

外国人の目線に立った情報発信の強化、外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化、やさしい日本語化の促進

**4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援**

乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の課題に応じた支援等の実施

**5 その他**

日本社会の意識醸成、関係機関間の連携、政府統計の充実等　等

『外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）（詳細版）』より

# ［参考］総合的対応策の具体化に向けて改定が決定した主な制度

## 在留許可手数料の額の改定［令和8年(2026年)10月1日～］

| | 現在 | 改定後 | |
|---|---|---|---|
| 在留資格変更<br>在留期間更新 | 一律<br>6,000円 → | 3か月以下 | 10,000円 |
| | | 3か月超6か月以下 | 18,000円 |
| | | 6か月超1年未満 | 25,000円 |
| | | 1年 | 33,000円 |
| | | 1年超３年未満 | 48,000円 |
| | | ３年以上５年未満 | 64,000円 |
| | | 5年以上 | 75,000円 |
| 永住許可 | 10,000円 → | 200,000円 | |

※オンライン申請の場合は、期間に応じて3,000円～1万円減額

## 永住許可に関するガイドラインの改定

［令和9年(2027年)4月1日～］

主なポイント

| | |
|---|---|
| 収入 | 日本人世帯の平均を上回る水準を継続 **引き上げ** |
| 年金 | 将来受け取る年金額が厚生年金に30年加入した水準 **新規** |
| 日本語 | B1（自立した言語使用者）相当レベル以上 **新規** |
| 制度 | 日本の制度・ルールの理解が一定水準以上 **新規** |
| 就学 | 義務教育期間の子どもを就学させている **新規** |

※収入に関しては令和8年(2026年)10月施行

出典：出入国在留管理庁公表資料を基に作成（令和８年9月末現在）
『令和８年１０月１日付け在留許可手数料の額の改定等について』
『永住許可に関するガイドライン（令和８年１０月１日改定）』

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題



市町、関係団体、外国人県民及び企業を対象としたアンケート調査の結果やヒアリング、県・市町実務者会議での意見等を踏まえ、多文化共生社会の実現に向けた課題を次のとおり整理する。

| 区分 | 主な課題 |
|---|---|
| （1）<br>日本語学習・<br>コミュニケーション | **日本語学習の担い手・資金不足**<br>日本語教室のボランティアや有資格の日本語教師が不足している（市町ア、実務者）<br>日本語教室を運営していく資金が不足している（団体ア）<br>**学習機会の確保**<br>日本語学習の環境が整っていない（市町ア、市町ヒ、実務者）<br>日本語学習支援を実施していない外国人雇用企業が約3割（企業ア）<br>**コミュニケーションの困難**<br>保護者が、保育所や学校からのお知らせや書類を理解できない（外国人ア）<br>職場でのコミュニケーションに課題がある（企業ア）<br>コミュニケーション不足により地域住民とトラブルが生じる（市町ア、団体ア）<br>**交流機会の不足**<br>外国人住民とのコミュニケーション、交流機会の不足（市町ア、団体ア）<br>地域イベントに「あまり参加していない」「参加しない」が約6割（外国人ア） |
| （2）<br>意識づくり・<br>推進体制 | **言葉と心の壁**<br>地域住民側の理解促進が必要である（市町ア、団体ア）<br>知らない人に日本語で話しかけるとき、相手に理解してもらえないのではと心配（外国人ア）<br>**多文化共生推進体制の確保**<br>市町・市町国際交流協会・NPO等支援団体の予算・人員不足（市町ア、団体ア）<br>日本人住民と外国人住民とをつなげるコーディネーターやキーパーソンの不在（市町ア） |

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題



| 区分 | 主な課題 |
|---|---|
| （3）<br>県内産業における就労 | **実態把握の困難や企業との連携不足**<br>外国人労働者雇用企業の状況や、外国人労働者の就労実態の把握が困難（市町ア）<br>外国人雇用企業との連携体制が取られていない（市町ア、実務者）<br>**支援情報の周知不足**<br>相談窓口、認定制度等の支援制度・事業が企業に十分知られていない（企業ア）<br>**相互理解の不足**<br>文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルが心配（企業ア）<br>**労働力の不足**<br>外国人労働者を雇用する主な理由は、日本人採用だけでは人材が足りないため（企業ア） |
| （4）<br>教育・防災・医療・住宅等 | **学校現場の体制**<br>学校現場における日本語教育の負担が増大している（市町ヒ、実務者）<br>日本語能力が不十分な外国人児童がいる（市町ア、団体ア）<br>外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に支障が生じている（市町ア）<br>**災害支援体制の確保**<br>防災等に関して外国人住民への支援体制が確立していない（市町ア）<br>災害等についての知識がない外国人住民の割合が高い（市町ア、団体ア）<br>災害時の避難場所や情報提供の言語等に不安がある（外国人ア）<br>**医療・福祉・住宅等の環境整備**<br>多言語での情報提供は行っているが周知が不足している（市町ア、団体ア、実務者）<br>外国語対応医療機関が少ない（市町ア、団体ア、市町ヒ）<br>言語や文化・習慣の違いから住まい探しが困難（市町ア、団体ア） |

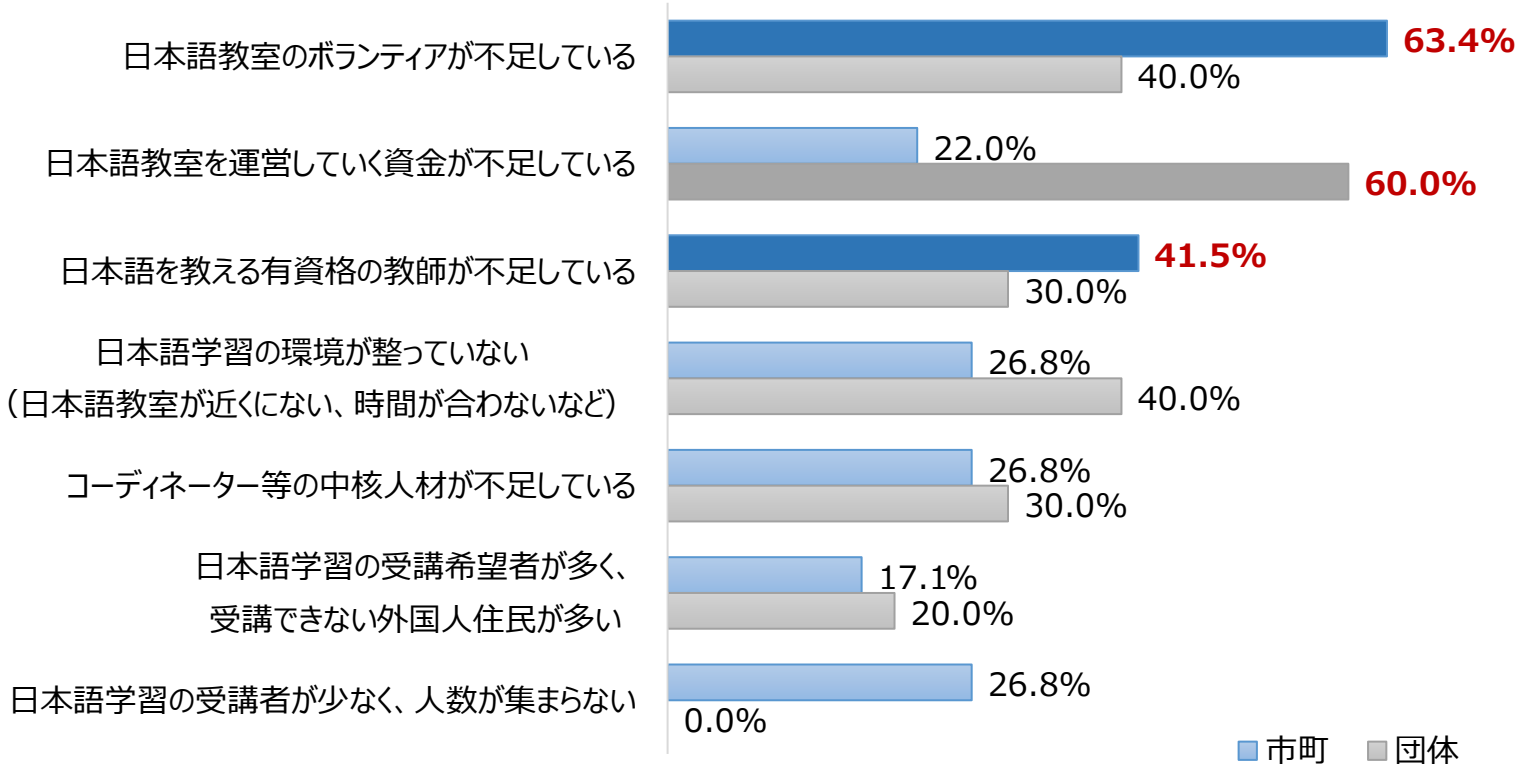
※市町ア：市町ｱﾝｹｰﾄ　団体ア：外国人ｺﾐｭﾆﾃｨ・外国人支援団体ｱﾝｹｰﾄ　外国人ア：外国人県民ｱﾝｹｰﾄ　市町ヒ：市町ﾋｱﾘﾝｸﾞ　実務者：R7県・市町実務者会議

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

## （1）日本語学習・コミュニケーション

① 日本語教室のボランティアや有資格の日本語教師、運営資金が不足している　【図表１】

**図表１：市町・団体が認識する日本語に関する課題**



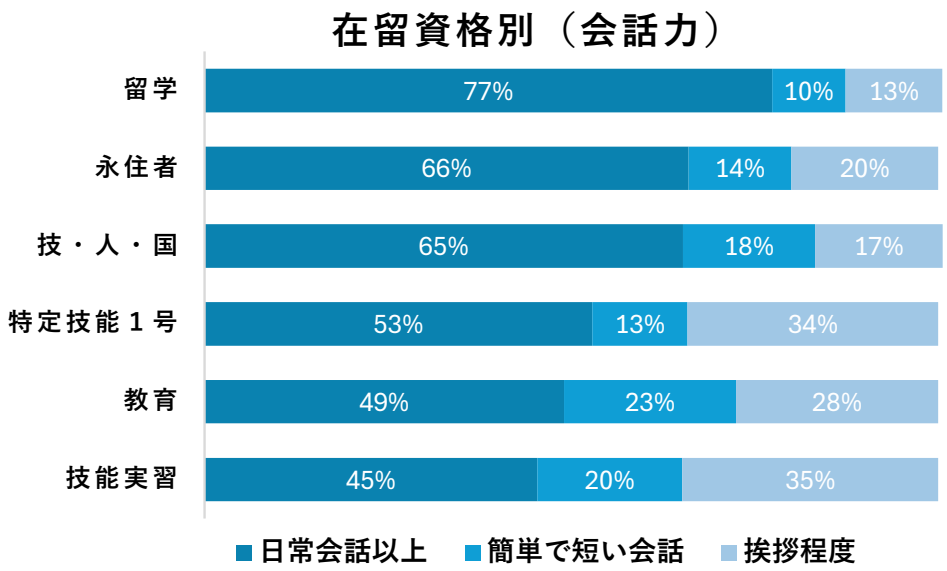

（複数回答）(回答数：市町/41　団体/10※以降同じ）　/ 市町・団体調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

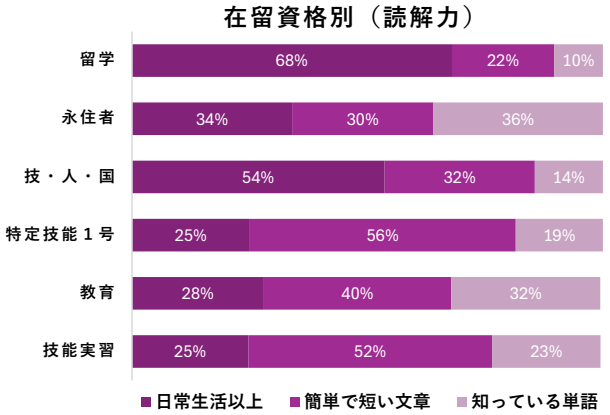
## （1）日本語学習・コミュニケーション

② 在留資格によって、日本語能力の状況が異なる可能性が示唆される　【図表２】
③ 複数の在留資格で、話す・読む・書く力に差がある可能性が示唆される　【図表２】

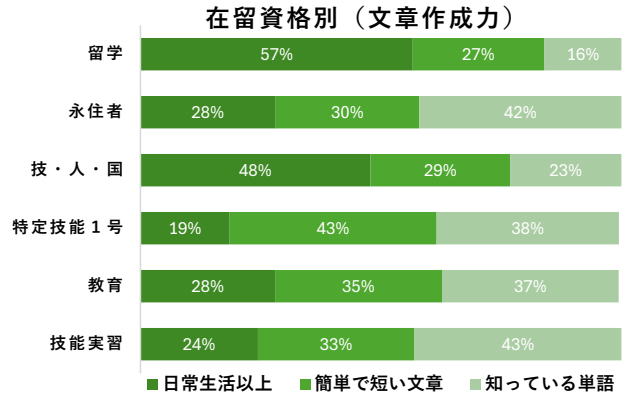
### 図表２：在留資格と日本語能力の関係




（n＝留学：106、永住者：50、技・人・国：69、特定技能1号：123、教育：98、技能実習：86）/ 外国人県民調査




（n＝留学：106、永住者：50、技・人・国：69、特定技能1号：124、教育：98、技能実習：85）




（n=留学：106、永住者：50、技・人・国：69、特定技能1号：124、教育：98、技能実習：86）/ 外国人県民調査

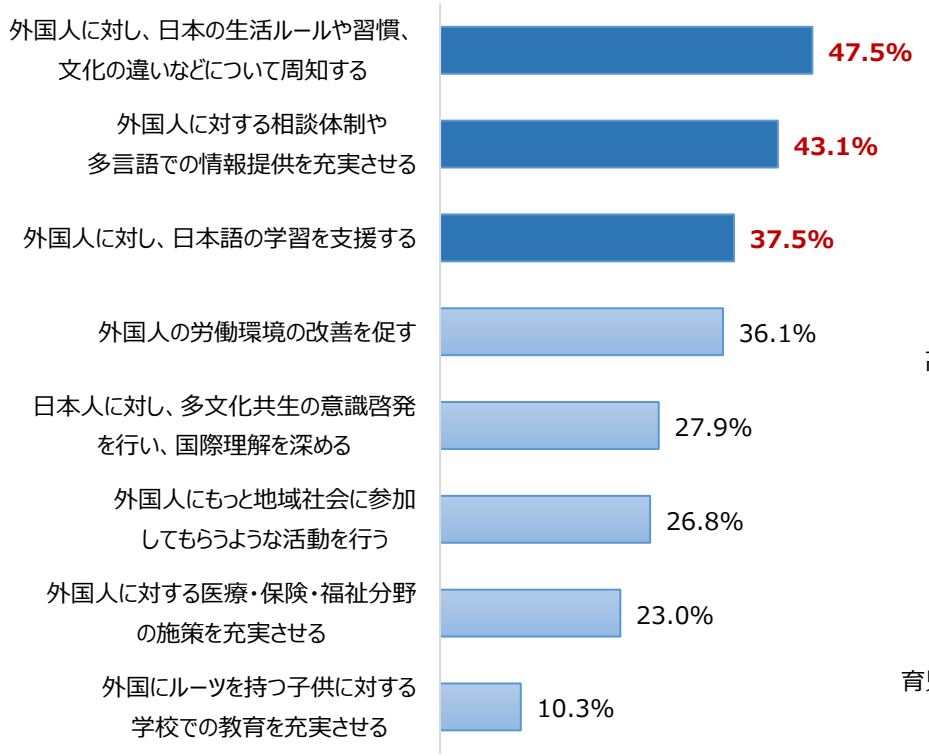
# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

## （1）日本語学習・コミュニケーション

④ 外国人県民が行政に期待することとして、「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知」のほか、「相談体制の充実」や「日本語の学習支援」が高い　【図表３】

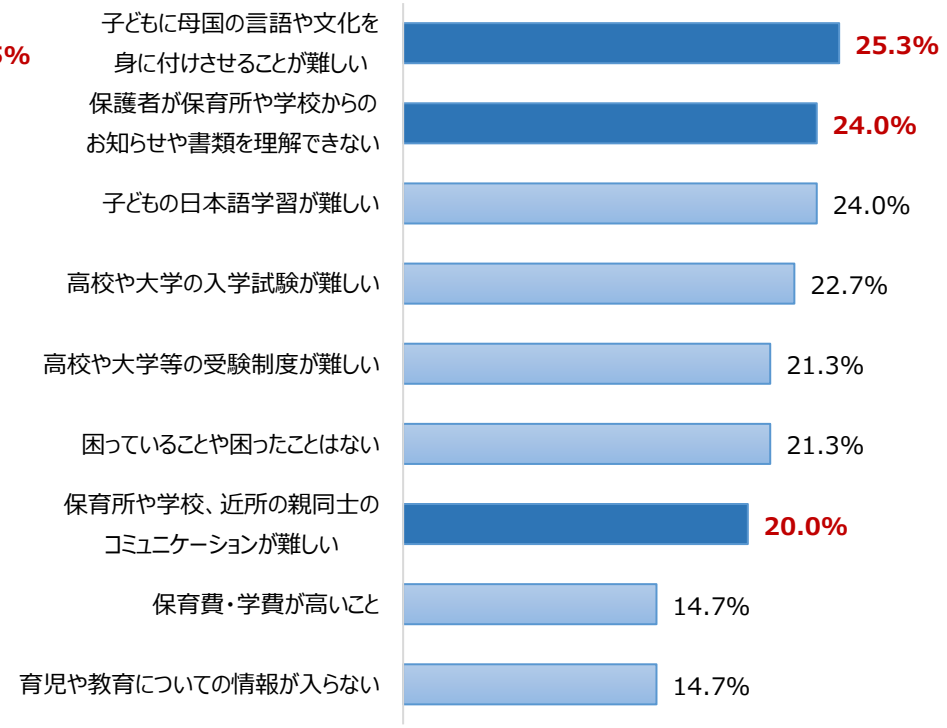
⑤ 外国人県民が子育てに関して困っていることは、「子どもに母国の言語や文化を身に付けさせることが難しい」が最も高く、「保護者が保育所や学校からのお知らせや書類を理解できない」も高い　【図表４】

### 図表３：外国人県民が行政に期待すること




（３つまで選択可）(回答数：634人) / 外国人県民調査

### 図表４：外国人県民が子育てで困っている課題




（複数回答）(回答数：75人) / 外国人県民調査

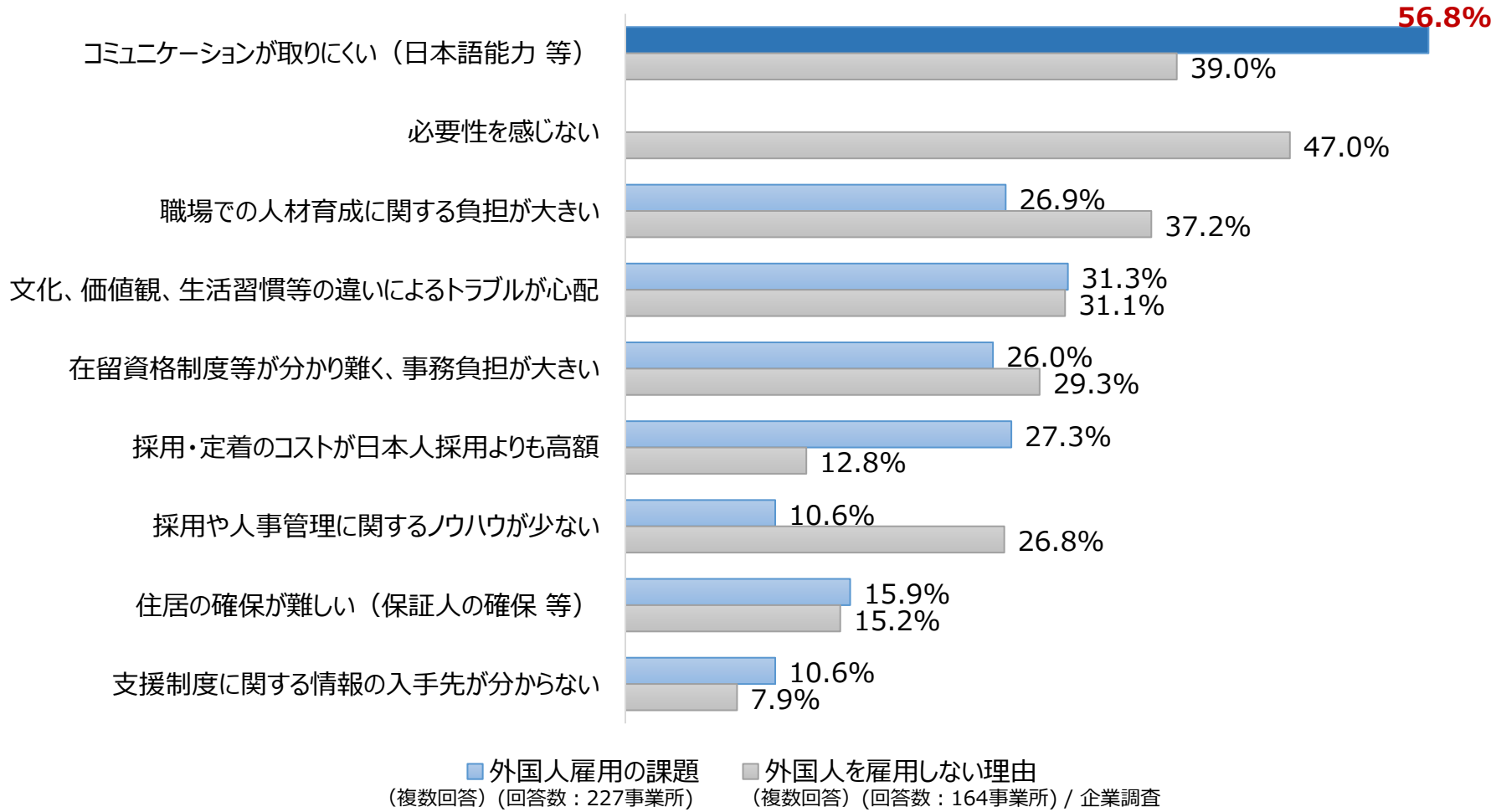
# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題



## （1）日本語学習・コミュニケーション

⑥ 外国人雇用に関する課題では、「コミュニケーションが取りにくい」が56.8%で最も高い　【図表５】

**図表５：企業が認識する外国人雇用に関する課題**



# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題



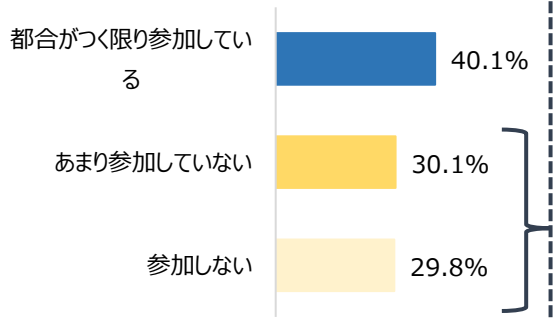
## （1）日本語学習・コミュニケーション

⑦ 地域イベント・活動に「都合がつく限り参加している」は40.1%となっている一方、約６割が「あまり参加していない」又は「参加しない」と回答している。また、あまり参加していない・参加しないを選択した人の今後の地域活動への参加意向は６割超ある　【図表６】

⑧ 地域イベント・活動に「都合がつく限り参加している」割合は、近所付き合いがある人では53.5%、近所付き合いがない人では27.9%となっている　【図表７】

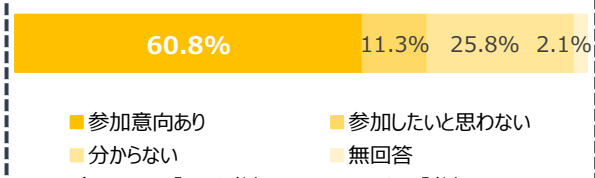
⑨外国人県民が地域で参加したい社会参加活動は「趣味サークル」や「ボランティア活動」の割合が高い　【図表８】

### 図表６：地域イベント・活動への参加状況



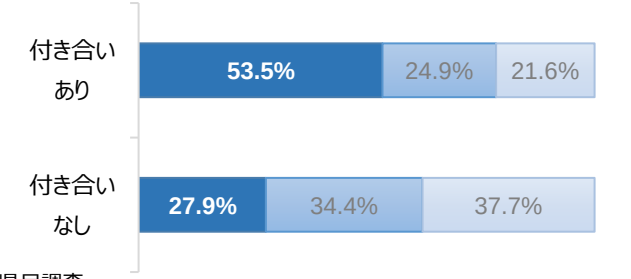

（単一回答）（回答数：634人）/ 外国人県民調査

#### 図表６-２：地域イベント・活動への不参加者の参加意向



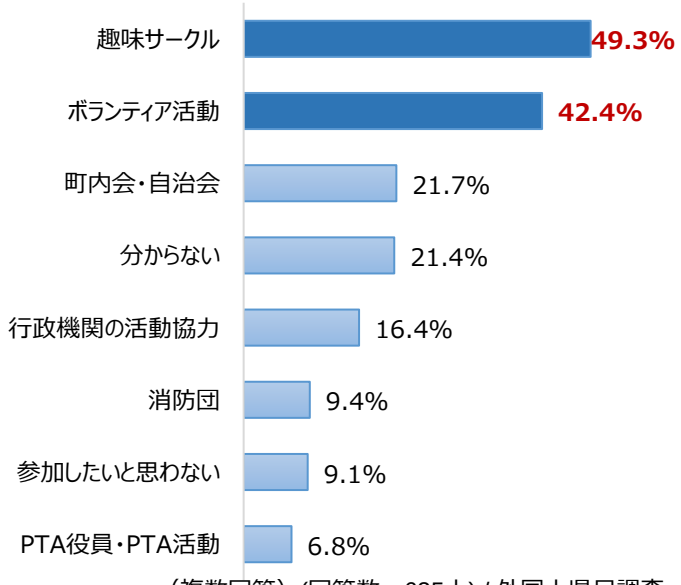

（n=380、「あまり参加していない」または「参加しない」と回答した人）
※「参加意向あり」は、何らかの社会活動に参加したいと回答した人

### 図表７：近所付き合いの有無別にみた地域イベント・活動への参加状況




（単一回答）（回答数：627人）/ 外国人県民調査

### 図表８：外国人県民が地域で参加したい社会参加活動




（複数回答）（回答数：635人）/ 外国人県民調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

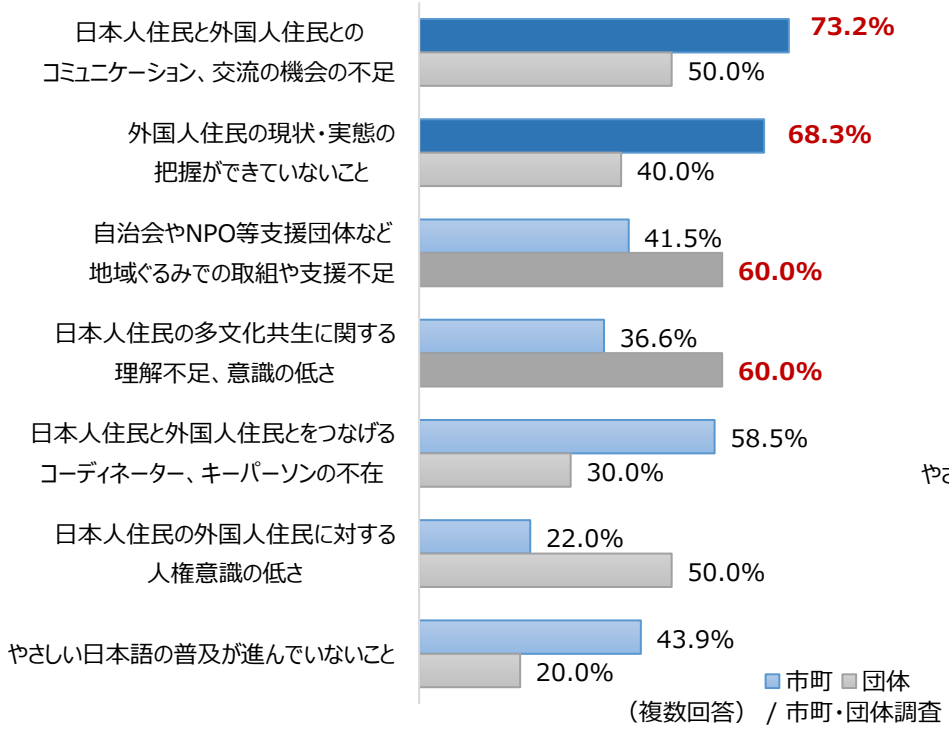


## （２）意識づくり・推進体制

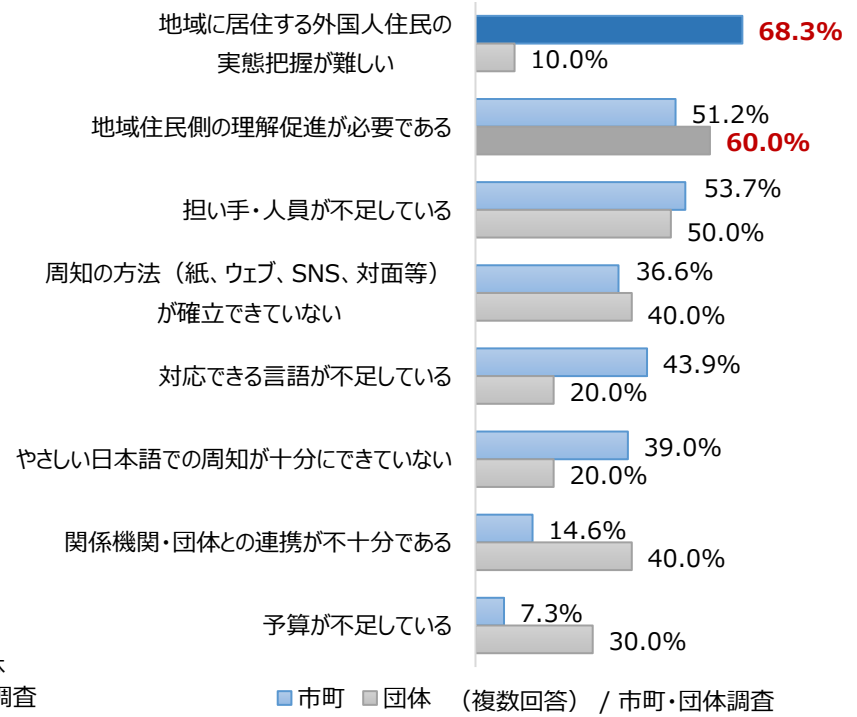
①市町・団体が認識する地域づくりの課題として、市町では「日本人住民と外国人住民とのコミュニケーション、交流の機会の不足」や「外国人住民の現状・実態の把握ができていないこと」の割合が高く、団体では「自治会やNPO等支援団体など地域ぐるみでの取組や支援不足」や「日本人住民の多文化共生に関する理解不足、意識の低さ」の割合が高い　【図表９】

② 日本の生活上のルール・文化・習慣を伝える取組の課題として、市町では「地域に居住する外国人住民の実態把握が難しい」が高く、団体では「地域住民側の理解促進が必要である」が高い　【図表10】

### 図表９：市町・団体が認識する地域づくりに関する課題




### 図表10：市町・団体が認識する日本の生活上のルール・文化・習慣を伝える取組に関する課題・問題点



# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

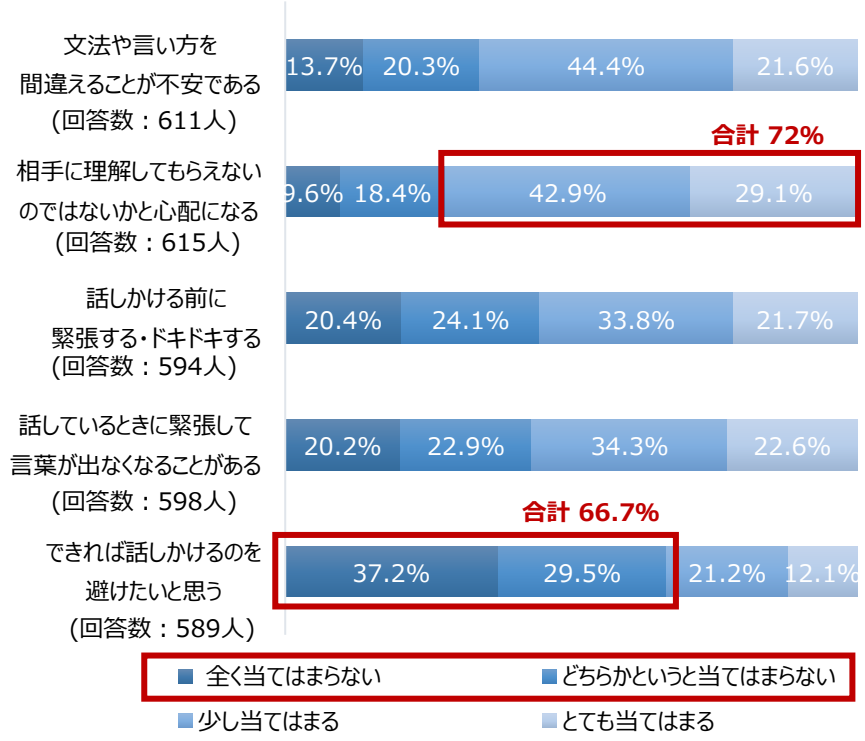


## （2）意識づくり・推進体制

③ 外国人県民が知らない人に話しかけるときの気持ちとして、7割強の人が「相手に理解してもらえないのではないかと不安になる」一方、7割弱の人が「話しかけるのを避けたい」とは思っていない　【図表11】

④「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査における『あなたは、外国の文化や人々と接してみたいと思いますか』への回答割合は、令和4年度から令和7年度にかけてほぼ横ばいで推移　【図表12】

### 図表11：外国人県民が知らない人に日本語を使って話しかけるときの気持ち



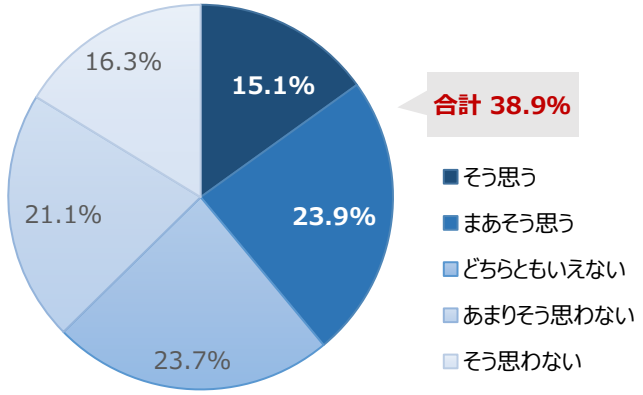

（それぞれ単一回答）／外国人県民調査

### 図表12：「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査における『外国の文化や人々と接してみたいと思う人の割合』

「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合

| 年　度 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 実績値 | 40.3% | 39.6% | 37.5% | **38.9%** |

### 図表12-2：R7『外国の文化や人々と接してみたいと思う人の割合』




（単一回答）（回答数：2,093人）／県民意識調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

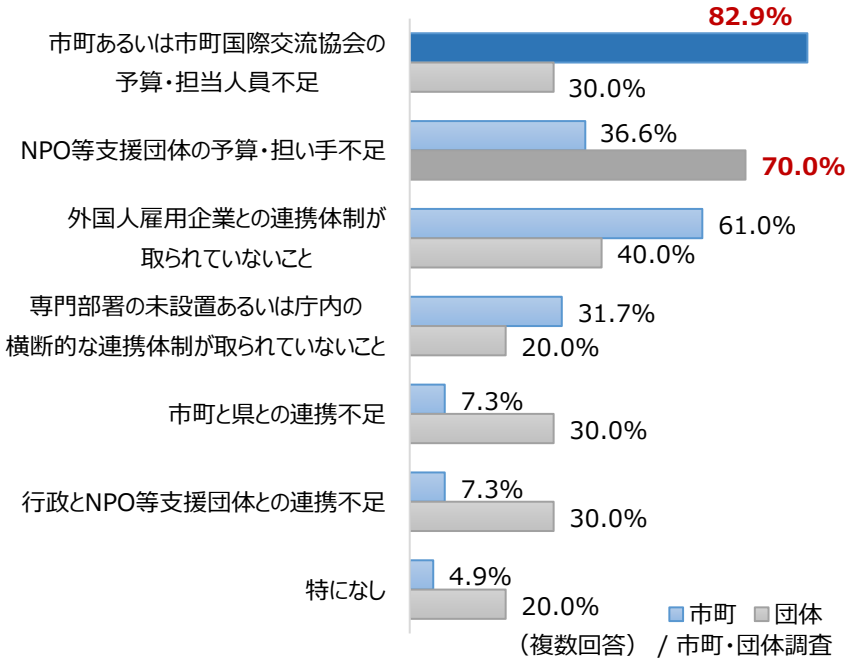


## （２）意識づくり・推進体制

⑤ 市町・団体が認識する多文化共生推進体制の課題として、「市町あるいは市町国際交流協会の予算・担当人員不足」や「NPO等支援団体の予算・担い手不足」の割合が高い　【図表13】

⑥ 「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査における『お住まいの地域は、外国人にも暮らしやすい環境が整っていると思いますか』への回答割合は、令和４年度から令和７年度にかけてほぼ横ばいで推移　【図表14】

### 図表13：市町・団体が認識する多文化共生推進体制に関する課題



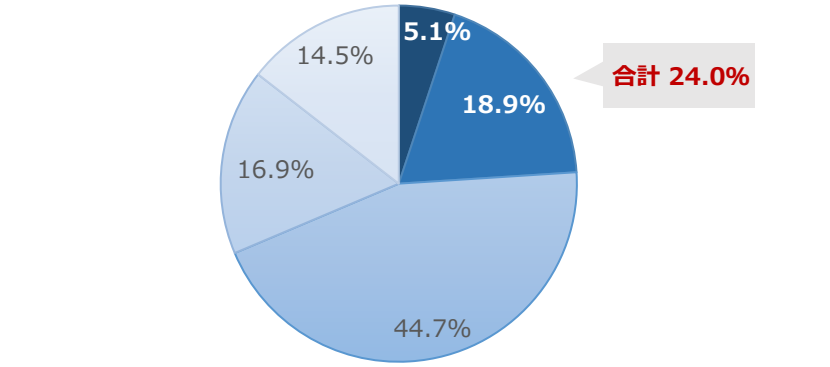

（複数回答）／市町・団体調査

### 図表14：「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査における『外国人にも暮らしやすい環境が整っていると思う人の割合』

「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合

| 年　度 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 実績値 | 23.0% | 22.7% | 21.6% | **24.0%** |

### 図表14-2：R7『外国人にも暮らしやすい環境が整っていると思う割合』




（単一回答）（回答数：2,093人）／県民意識調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

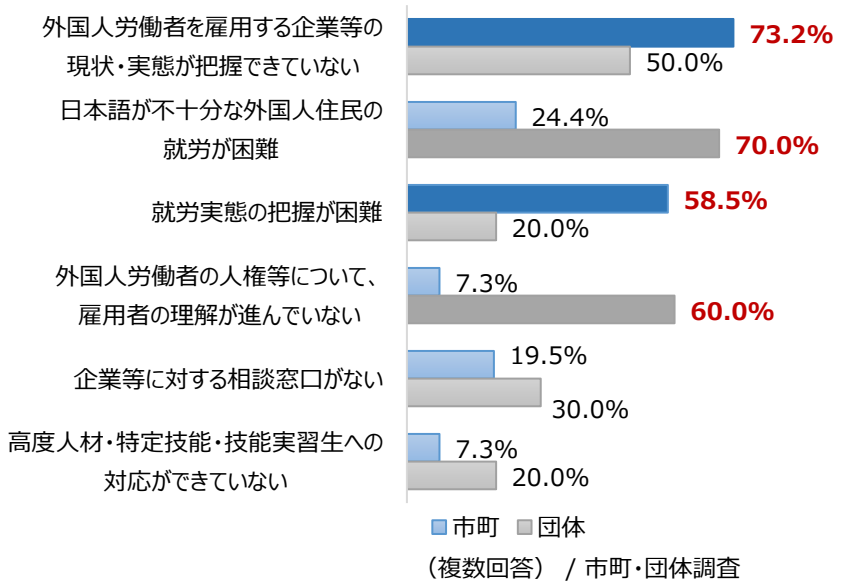


## （３）県内産業における就労

① 就労に関して、市町では「外国人労働者を雇用する企業等の現状・実態が把握できていないこと」や「就労実態の把握が困難であること」の割合が高い。
一方、団体では「日本語が不十分な外国人住民の就労が困難」や「外国人労働者の人権等について、雇用者の理解が進んでいない」の割合が高い　【図表15】

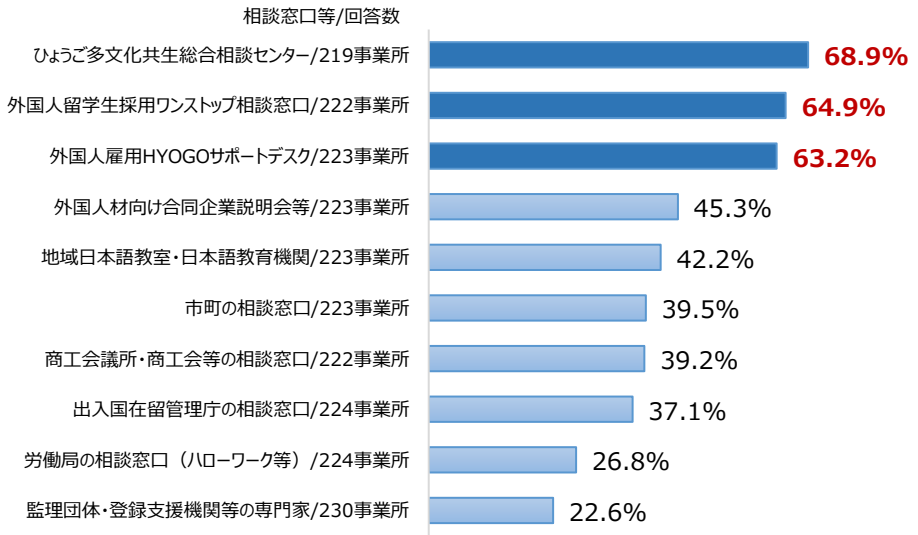
② 県の外国人雇用・多文化共生関係の相談窓口は、6割を超える企業が「知らなかった」と回答　【図表16】

### 図表15：市町・団体が認識する外国人住民の就労に関する課題




（複数回答）／市町・団体調査

### 図表16：企業が相談窓口等を「知らなかった」と回答した割合




注：各項目の割合は、項目ごとの有効回答者数を母数として算出している。

（それぞれ単一回答）／企業調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

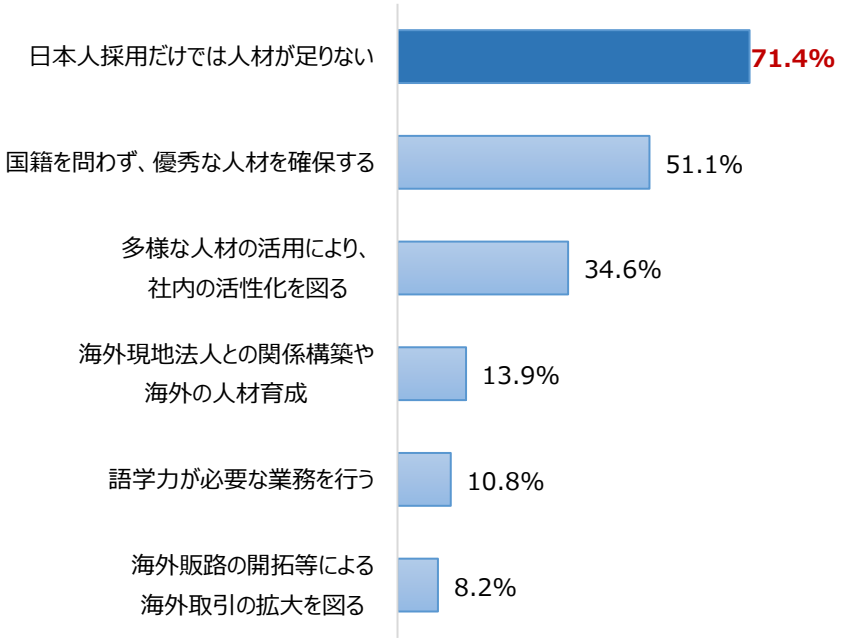


## （３）県内産業における就労

③ 外国人を雇用している、又は雇用を検討している理由では、「日本人採用だけでは人材が足りないため」が71.4%で最も高い　【図表17】

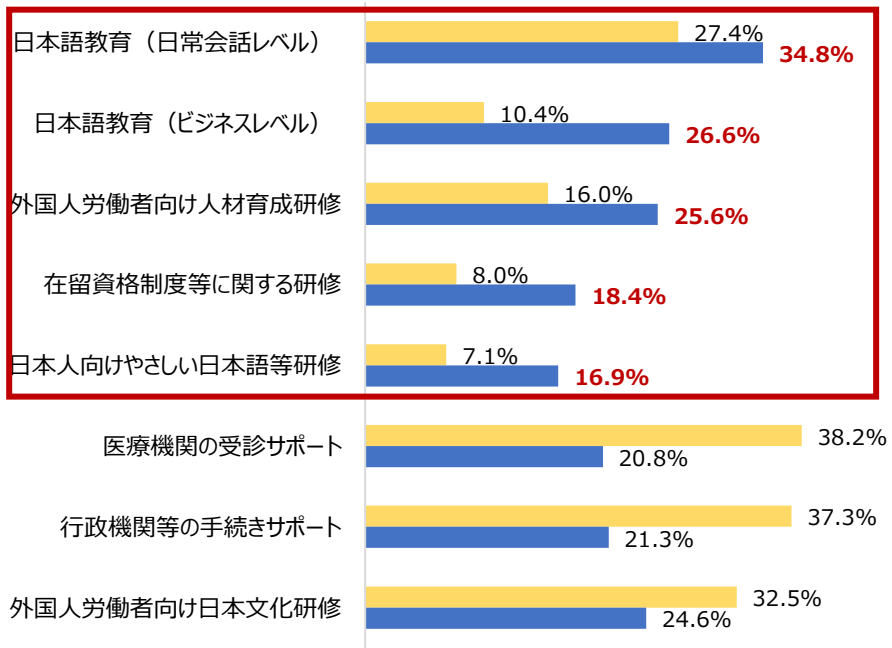
④ 医療機関受診や行政手続のサポート等は、既に実施している企業の割合が比較的高い。一方、日本語教育、人材育成、在留資格制度、やさしい日本語研修等に関する支援は、現在の実施割合と比べて今後の活用希望が上回っている　【図表18】

### 図表17：雇用している、雇用を検討している理由




（複数回答）(回答数：231事業所) / 企業調査

### 図表18：企業が現在実施している取組と今後活用したい支援




（複数回答）(回答数：212事業所)　（複数回答）(回答数：207事業所) / 企業調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

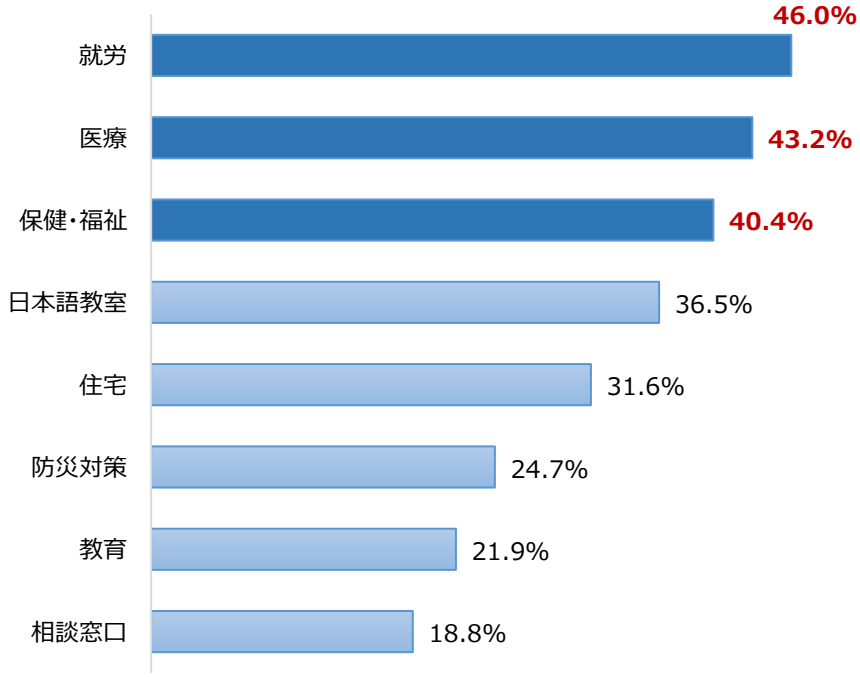


## （4）教育・防災・医療・住宅等

① 外国人県民が重要と捉えている情報は、就労（46.0%）、医療（43.2%）、保健・福祉（40.4%）の割合が高い。その他、日本語教室、住宅、防災対策など、生活の幅広い分野に及んでいる　【図表19】

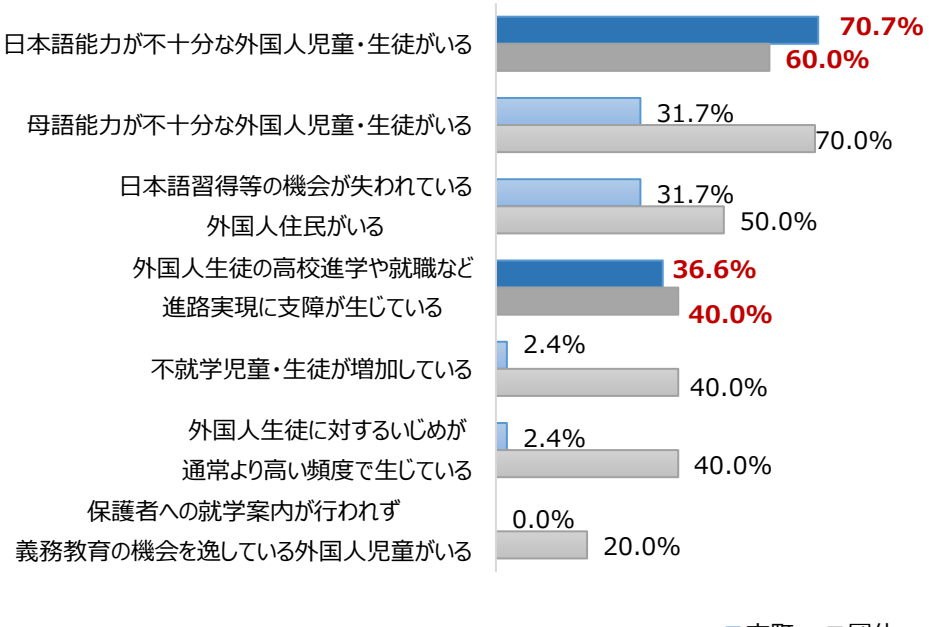
② 市町・団体が認識する教育の共通の課題として、「日本語能力が不十分な外国人児童・生徒がいる」や「外国人生徒の高校進学や就職など進路実現に支障が生じている」をあげる割合が高い　【図表20】

### 図表19：外国人県民が重要と捉えている情報




（複数回答）（回答数：639人）/ 外国人県民調査

### 図表20：市町・団体が認識する教育の課題




（複数回答）　/ 市町・団体調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

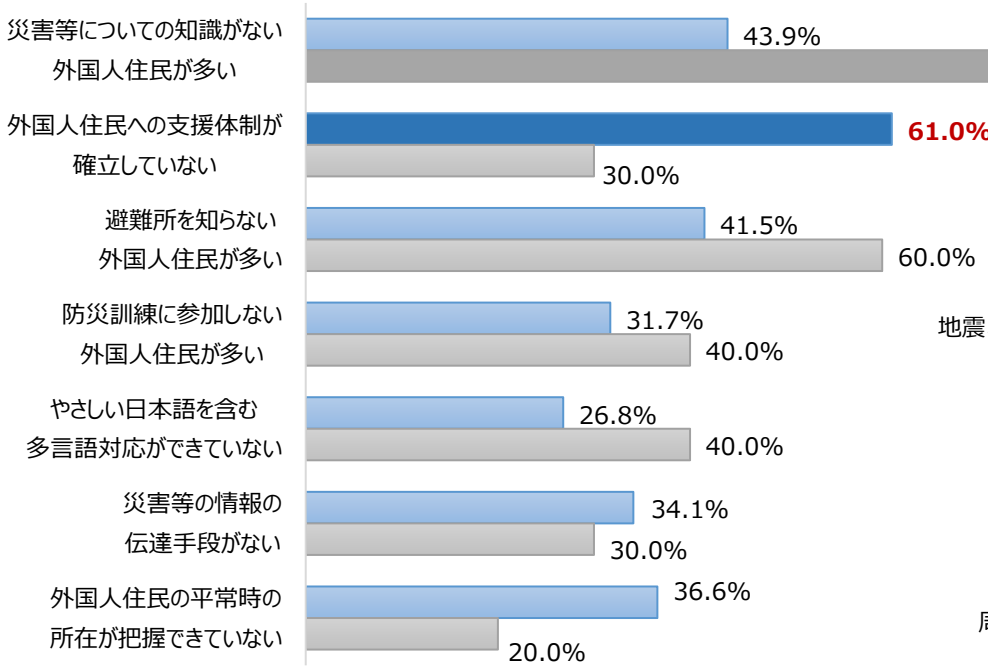


## （4）教育・防災・医療・住宅等

③ 市町・団体が認識する防災の課題として、市町では「外国人住民への支援体制が確立していない」、団体では「災害等についての知識がない外国人住民が多い」の割合が最も高い　【図表21】

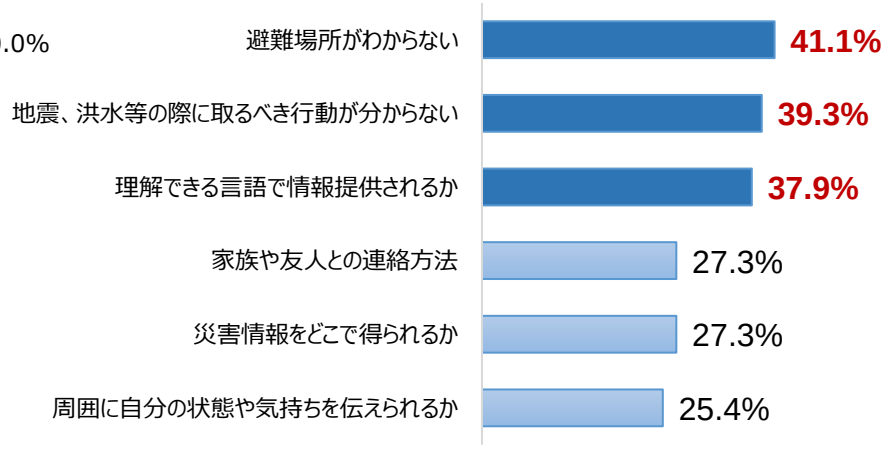
④ 外国人県民は、災害について「避難場所が分からない」「取るべき行動が分からない」「理解できる言語で情報提供されるか」といったことを不安に感じている割合が高い　【図表22】

### 図表21：市町・団体が認識する防災の課題




（複数回答）／市町・団体調査

### 図表22：外国人県民の災害時の不安




（３つまで選択可）（回答数：615人）／外国人県民調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

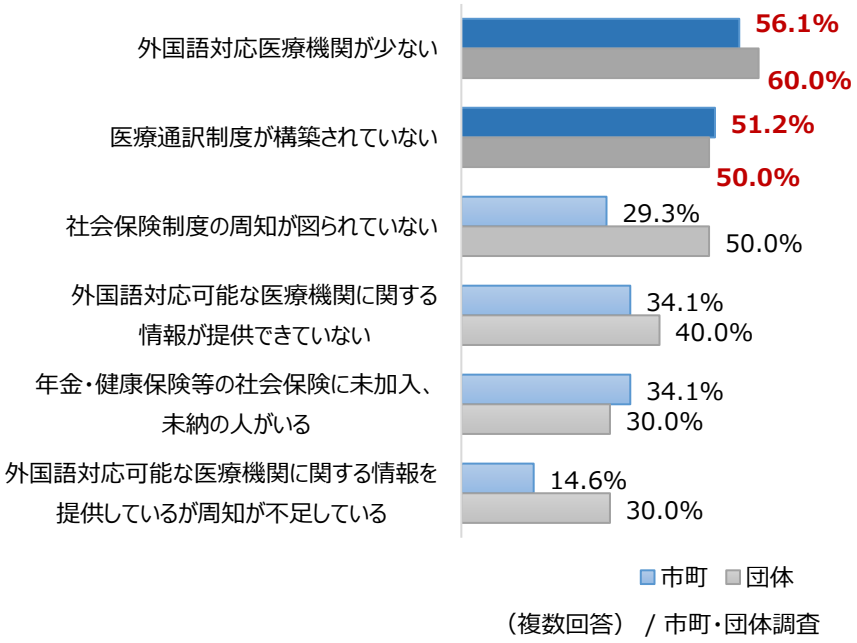


## （4）教育・防災・医療・住宅等

⑤ 市町・団体が認識する医療・社会保障の共通の課題として、「外国語対応医療機関が少ない」や「医療通訳制度が構築されていない」の割合が高い　【図表23】

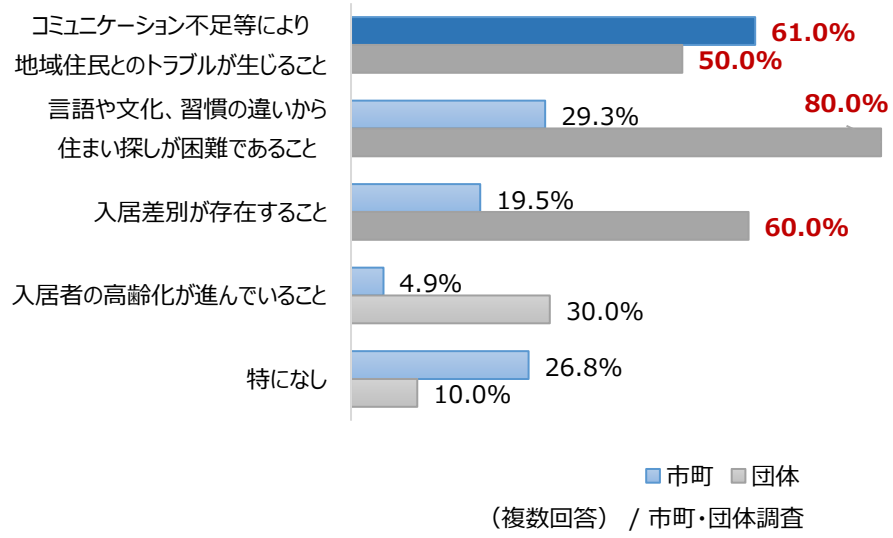
⑥ 市町・団体が認識する住宅にかかる共通の課題として、「コミュニケーション不足等により地域住民とのトラブルが生じること」の割合が高く、団体では「言語や文化、習慣の違いから住まい探しが困難であること」「入居差別が存在すること」の割合が高い　【図表24】

### 図表23：市町・団体が認識する医療・社会保障に関する課題




（複数回答）／市町・団体調査

### 図表24：市町・団体が認識する住宅に関する課題




（複数回答）／市町・団体調査

# 4　多文化共生社会の実現に向けた課題

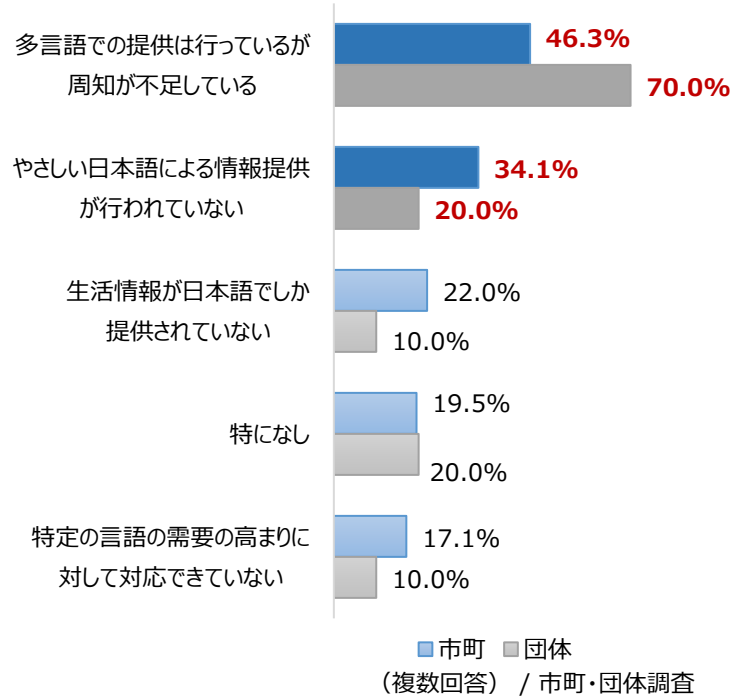


## （4）教育・防災・医療・住宅等

⑦ 市町・団体が認識する情報の多言語化の課題として、「多言語での提供は行っているが周知が不足している」や「やさしい日本語による情報提供が行われていない」の割合が高い　【図表25】

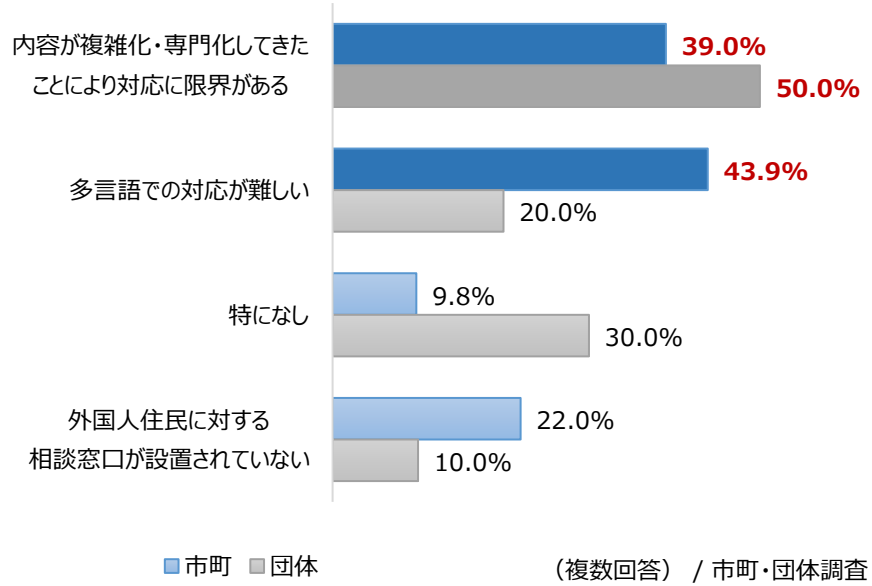
⑧ 相談窓口の課題として、市町・団体ともに「内容が複雑化・専門化してきたことにより対応に限界がある」の割合が高く、市町では「多言語での対応が難しい」の割合が高い　【図表26】

### 図表25：市町・団体が認識する情報の多言語化に関する課題




（複数回答）／市町・団体調査

### 図表26：市町・団体が認識する相談窓口に関する課題・問題点




（複数回答）／市町・団体調査

# Ⅲ　めざす姿と取組方針

## 1　めざす姿



**（１）変化する社会情勢**

前回の指針改定（Ｒ３.3）以降、県内の在留外国人数は約1.4倍に、外国人労働者数は約1.7倍に増加している。人材確保に向け、令和９年度には育成就労制度も新たに施行される。

一方、国が「総合的対応策（R8.1.23）」で示したように、「秩序ある共生社会」の重要性が増している。外国人をどう受け入れるのかは、まさに国家としての課題であるが、本県として、大きく変化する社会情勢を踏まえた対応が必要となる。

**（２）本県の置かれた状況**

外国人との共生のあり方は、地域の未来につながる重要なテーマとなる。少子高齢化の進展に伴い、本県の人口は大きく減少していく見込みで、特に労働力として中心的な担い手となる生産年齢人口（15～64歳）の減少が進む。こうした中、既に様々な分野で外国人県民が活躍しており、地域社会にとってなくてはならない存在となっている。

**（３）総合的な環境整備**

今後、長期在留者や帯同家族の増加により、これまで以上に生活上の課題が顕在化することも想定される。課題は多岐にわたるため、総合的な環境整備の取組を、各主体と連携し着実に進めていく必要がある。その中で、同じ県民として外国人と日本人の双方の不安や摩擦を減らしつつ、ともに地域社会の一員として働き、安心して暮らすためには、日本語によるコミュニケーションを軸として、互いを尊重し学び合う姿勢で相互理解を図ることが何より重要となる。

**（４）多様性を力に変える**

本県では1868年の神戸港開港とともに外国人の居住が進み、外国人県民は県の経済や文化の発展に大きく寄与してきた。異なる文化や価値観を全国に先駆けて受け入れてきた開放的な地域性は、今日の兵庫の魅力につながる大きな財産でもある。

多様な文化や経験を持つ人材がそれぞれの強みを生かす。この多様性を力に変えて、ともにひょうごの未来を創っていくことを目指し、新たな指針を策定する。

## めざす姿

**すべての県民が互いを尊重し、多様性を地域の力に変え、ともに未来を創るひょうごの多文化共生社会**

### 相互理解

- 同じ県民として外国人と日本人の双方が互いを尊重し学び合い、コミュニケーションを通じて相互の理解を深めること
- 外国人県民が、日本語や日本の法・生活上のルール・文化等を学ぶこと
- 県民が、異なる文化や背景への理解を深め、外国人県民にも伝わりやすい「やさしい日本語」の使用が広がること

### 多様性を力に

- 多様な文化や経験を持つ人材が、それぞれの強みを生かし、互いの違いを力に変えることで、県内産業のイノベーションを創出すること
- 多様な人材が安心して働ける環境のもと、働きがいを持って生き生きと活躍し、地域社会に定着すること
- 多様な人材の活躍が、地域経済の発展や地域の活性化につながること

### 安全・安心

- 行政等の関係機関が、多言語による情報発信・相談体制の充実や、教育・防災・医療・住宅等における受入環境の整備を進めること
- 外国人児童生徒をはじめとする帯同家族が、安心して学び、暮らし、早期に地域社会に適応できること
- 法やルールの遵守と相互理解を土台として、県民と外国人県民の双方が安全・安心に暮らせる環境を整えること

### ともに創る

- 外国人県民が地域社会の担い手として活躍し、多様な主体の協働による地域づくりが進むこと
- 住民同士が交流する機会や居場所が増え、互いに支え合う地域のネットワークが広がること
- 多様な背景を持つ県民一人ひとりが、それぞれの「やりたいこと」や「誰かの力になりたい」という思いを、ともに支え合いながら実現していける、多様性と包摂性に富んだひょうごの多文化共生社会を築くこと

# 2　取組方針の全体像

**【背　景】**

■少子高齢化で本県人口は今後大きく減少
■産業・地域機能の担い手確保の必要性
■県内の在留外国人数は急増し過去最多に
■長期在留や帯同家族増による今後の懸念
■秩序ある共生社会への関心の高まり

**【めざす姿】**

すべての県民が互いを尊重し、
多様性を地域の力に変え、
ともに未来を創るひょうごの多文化共生社会

**【視　点】**

- 相互理解
- 多様性を力に
- 安全・安心
- ともに創る

**【推進主体】**

行政、国際交流協会、企業・経済団体、教育機関、外国人コミュニティ・外国人支援団体、地域住民組織

**【取組の体系】**

**1　日本語学習とコミュニケーション環境の充実**

⑴ 日本語を学ぶ機会の充実
⑵ 日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進
⑶ 外国人県民の地域との交流促進

**2　県内産業における外国人労働者の活躍促進**

⑴ 県内企業における働く環境の整備と魅力発信
⑵ 外国人留学生等の積極的な人材確保

**3　安全・安心な社会のための環境整備**

⑴ 多言語による情報発信・相談体制の充実
⑵ 学校での受入体制整備・学習機会の確保
⑶ 防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築
⑷ 医療・福祉サービス等の提供環境の整備
⑸ 住宅確保など居住支援

**4　多文化共生を支える基盤づくり**

⑴ 多文化共生の意義の普及啓発
⑵ 多文化共生に取り組む体制強化と人材育成

# 3　総合的な取組方針



めざす姿の実現に向け、指針の体系を次の４つの柱と　12の施策目標に設定し、多文化共生に関わる各主体との連携のもと、取組を総合的に推進する。

## 1　日本語学習とコミュニケーション環境の充実

**相互コミュニケーションの基盤を築き、交流を促す。**

日本語学習の支援等を通じて相互理解の土台となる「ことばのインフラ」を整える。
外国人県民が地域とつながり、交流できるよう機会の充実を図る。

## 2　県内産業における外国人労働者の活躍促進

**外国人労働者の就労・生活の安定と定着を図る。**

各種制度の趣旨に沿った適正な受入れと働きやすい職場づくりを通じて、外国人労働者が能力を発揮し、県内産業の担い手として継続的に活躍できる環境を整える。

## 3　安全・安心な社会のための環境整備

**生活者としての外国人県民が安心して毎日を過ごすための環境を整える。**

多言語による情報発信や相談体制の充実、教育・防災・医療・住宅等の受入環境整備など、
外国人県民が安全・安心に生活を続けていくための基盤を整える。

## 4　多文化共生を支える基盤づくり

**普及啓発や推進体制の整備により、多文化共生を支える基盤を築く。**

多文化共生の意義の普及啓発を進めるとともに、
各主体間の連携強化や人材育成を図るなど、多文化共生を支える体制を整える。

| 柱 | 施策目標 |
| --- | --- |
| 1 日本語学習とコミュニケーション環境の充実 | (1) **日本語を学ぶ機会の充実**<br>日本語学習環境の整備と、地域とのつながりづくり<br>(2) **日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進**<br>安全・安心な生活に必要な法やルール等を学ぶ機会の充実<br>(3) **外国人県民の地域との交流促進**<br>外国人県民が地域の一員として住民と相互理解を深める機会の充実 |
| 2 県内産業における外国人労働者の活躍促進 | (1) **県内企業における働く環境の整備と魅力発信**<br>外国人労働者が安心して就労・定着できる環境づくりを促進<br>(2) **外国人留学生等の積極的な人材確保**<br>外国人留学生等の県内就職や県内企業の人材確保を支援 |
| 3 安全・安心な社会のための環境整備 | (1) **多言語による情報発信・相談体制の充実**<br>外国人県民が必要な情報を入手し適切に相談できる体制を整備<br>(2) **学校での受入体制整備・学習機会の確保**<br>外国人児童生徒等の個々の状況に応じた学習機会の確保と進学支援<br>(3) **防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築**<br>平時の防災啓発と災害時の多言語情報発信・支援体制の構築<br>(4) **医療・福祉サービス等の提供環境の整備**<br>医療機関等での多言語対応と各種制度周知の促進<br>(5) **住宅確保など居住支援**<br>外国人県民の円滑な入居と安心な暮らしの支援 |
| 4 多文化共生を支える基盤づくり | (1) **多文化共生の意義の普及啓発**<br>文化や価値観の違いを理解し、互いの個性を尊重する意識を醸成<br>(2) **多文化共生に取り組む体制強化と人材育成**<br>多様な主体の連携を強化し、多文化共生を担う人材を育成 |

# 4　多文化共生を推進する主体



多文化共生の推進においては、関係する主体がそれぞれの役割に応じて取り組みながら、相互に連携することが不可欠である。県の役割及び各主体に期待される役割は次のとおりである。

（１）県の役割

| 主　体 | 主な役割 |
|---|---|
| 県 | ■ 広域自治体として全県的な基本指針を策定し、その啓発や各種情報提供<br>■ 広域的課題や災害時への対応、先導的・モデル的な取組の推進と、県内の好事例の横展開<br>■ 複雑化する課題に対して、関係機関や団体相互の連携と協働を促進 |

（２）主な主体に期待される役割

| 主　体 | 期待される主な役割 |
|---|---|
| 市町 | ■ 外国人県民に最も身近な行政主体として、日常生活上のニーズや課題を的確に把握し、必要なサービスを提供<br>■ 外国人県民と地域住民との交流と協働のための環境づくりを推進<br>■ 災害時の対応など、安全・安心な地域づくりを推進 |
| 国の地方機関<br>（出入国在留管理局<br>公共職業安定所<br>労働基準監督署等） | ■ 各種法令に基づく指導や、各行政分野に応じた外国人県民への相談対応等を的確に実施<br>■ 県、市町、国際交流協会、外国人コミュニティ、外国人支援団体等、県内の関係機関と連携するとともに、必要な情報を提供 |
| 教育機関<br>（小・中・高等学校<br>大学） | ■ 小・中・高等学校においては、日本語指導を含む受入体制の整備、進学・就労支援、全ての児童生徒に対する多文化共生教育を実施<br>■ 大学においては、多文化共生に関する調査・研究、必要な留学生の受入れ等も含め、社会で活躍できる専門人材の育成 |

| 主　体 | 期待される主な役割 |
| --- | --- |
| 兵庫県<br>国際交流協会 | ■ 県内関係機関・団体と連携し、日本語学習をはじめとする専門的知見やノウハウを生かして、先導的な多文化共生の取組を機動的に推進。また、県域を対象とする団体として、ネットワークを生かした広域的な取組を総合的に推進<br>■ 県の災害時の支援体制と連携した取組を推進 |
| 市町<br>国際交流協会 | ■ 市町と連携し、専門的知識やノウハウ、機動性を生かして、外国人県民の課題やニーズに応じたきめ細やかな事業を展開<br>■ 市町と連携し、災害時における外国人県民の状況把握等に協力 |
| 外国人コミュニティ | ■ 出身国・地域、言葉、文化等を共有するつながりを生かし、構成員相互の支え合いや情報共有、子どもの学習支援、母語・文化の継承、地域社会との交流等を実施 |
| 外国人支援団体 | ■ 専門性や蓄積したノウハウを生かし、多言語での情報提供、相談対応、日本語学習支援、居場所づくり等、外国人県民と地域のニーズに応じた支援の実施 |
| 企業<br>（外国人労働者を雇用する法人、団体、個人事業主等） | ■ 労働関係法令等を遵守し、適正な労働条件や安全衛生を確保するなど、外国人労働者が安心して働ける環境の整備<br>■ 雇用する外国人及びその家族に対する日本語学習機会の提供等への取組<br>■ 地域の理解を進めるためにも、地域との交流支援など、行政機関等との連携 |
| 経済団体 | ■ 外国人労働者が安心して働ける環境づくりや地域社会との交流に向け、地元企業への情報提供・助言等を通じた支援や、行政機関等との連携 |
| 監理支援機関<br>登録支援機関 | ■ 関係法令に基づき、外国人労働者の受入れが適正かつ円滑に行われるよう、受入企業への指導・助言や外国人労働者への支援等を実施 |
| 地域住民組織<br>（自治会等） | ■ 外国人県民を含む地域住民が互いの文化や習慣・地域のルールへの理解を深められるよう、分かりやすく説明・情報共有<br>■ 外国人県民の地域活動への参画や住民との交流を促進 |



# Ⅳ　総合的な施策

## 1　日本語学習とコミュニケーション環境の充実



### （1）日本語を学ぶ機会の充実

＜ポイント＞

①外国人県民が地域社会の一員として生活する中で、ルールや習慣、文化を理解するためにも、日本語学習の重要性が増している。一方、地域の日本語教室は市町によって取組状況や内容に地域差があるほか、支援者の高齢化や担い手不足への対応も必要である。

②「日本語教育の推進に関する法律」等を踏まえ、県をはじめとする関係主体が連携し、外国人県民の日本語能力や属性、生活状況等に応じた学習機会の確保と充実を図る。

③地域の日本語教室や母語教室は、生活情報の提供や地域住民との交流、災害時の支援等につながるセーフティネットとしての役割も担っており、継続的に活動できる環境づくりを進める。

＜主な施策＞

**①日本語学習の確保と充実**

■外国人県民が日本語を学ぶだけでなく、日本語を使って地域の人と交流する場としても日本語教室の役割は重要。日本語教室の継続的な実施に向けて、市町の日本語教育体制整備等の総合的な推進や、支援者向けの研修及び企業への日本語教育の啓発を促進。

■国が創設を進める学習プログラム(仮)について、動向を注視。今後の周知・活用などを検討。

**②多様な主体の連携による地域の学習機会確保**

■国際交流協会等の関係団体と地域企業等が連携し、地域で外国人県民等が日本語を学習できる機会を確保。

**③日本語学習等を通じた地域とのつながりづくり**

■外国人県民等が定期的に集い、緊急時のセーフティーネットとしても機能する「居場所づくり」に取り組むボランティア団体・グループを支援。

# （１）日本語を学ぶ機会の充実



## ＜事例、トピックス＞

**①日本語教育の総合的な体制づくり［兵庫県・ＨＩＡ※］**

兵庫県では全国に先がけて、平成27年に全ての市町に日本語教室の開設を実現。日本語教室の空白地域が解消した唯一の県となっている。県内全域における日本語教育水準の向上に向けて、指導者、支援者の発掘・養成や市町の伴走支援などの総合的な体制づくりを推進している。

※ＨＩＡ：兵庫県国際交流協会

**②外国人県民の居場所づくり［ＨＩＡ］**

外国人県民及び児童生徒の居場所づくりを実施する団体を支援。多様な人々の交流により県民同士がつながることで、地域の活性化やまちづくりに貢献している。

**③外国人児童向け日本語教室［伊丹市］**

帯同家族の増加を踏まえ、伊丹ユネスコ協会と連携し、兵庫県国際交流協会の伴走支援を受け令和７年８月に開設。大学生ボランティアが支援員となり、コーディネーターとともに児童が楽しく安心して過ごせる居場所となること及び日本語での学習支援を目的として設置している。



**④日本語能力試験対策教室［たつの市］**

外国人の地域定着を目指す目的で、日本語能力試験対策の講座を開講し、外国人労働者等の更なる日本語能力の向上を図っている。



**⑤秩序ある共生社会の実現に向けた受入環境整備［国］**

入国前及び在留外国人を対象に、日本のルールや制度等を説明する対話型オリエンテーションをR8年6月より実施している。

また、帯同家族を含む在留外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習する「日本語・生活学習プログラム(仮)」の創設について、令和10年度からの試行実施に向けて検討中。

**⑥オンライン日本語学習教材の充実［国］**

オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがる　にほんごでのくらし」において、学習コンテンツの充実を図っており、20対応言語による244学習コンテンツ（動画）を掲載している。

（令和８年7月末現在）

# （２）日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進



＜ポイント＞

①外国人県民が地域社会の一員として安心して生活し、地域社会に参画していくためには、日本語に加え、日本の法や生活上のルール、文化等の理解が重要となる。

②現在、国において、国民と外国人の双方が安全・安心に生活できる秩序ある共生社会の実現に向け、新たに日本語や日本の制度・ルール等を学習するための体系的なプログラムづくりの検討など、環境整備が進められているところ。

③外国人県民が地域とのつながりを広げ、地域での交流や体験を通じて日本の生活文化に触れる機会の充実を図るほか、外国人県民に分かりやすく伝えるため、県民に「やさしい日本語」などの考え方や技術の普及を図る。

＜主な施策＞

**①生活する上で必要な情報の提供**

■外国人県民が集まる場所に直接出向き、日本の制度や生活マナー等に関するオリエンテーションを実施。

■やさしい日本語の普及啓発や人材育成を行い、多言語及びやさしい日本語を使った日本の法やルール、文化等の周知を推進。

■ルールや文化の違いによる、外国人県民からの生活相談をはじめ、法律や在留資格等に関する専門相談に多言語で対応する相談窓口を実施。

**②日本語学習と生活学習の一体的な推進**

■日本語教室で学ぶ生活に必要な日本語と併せて、日本の文化や生活する上でのルールを学習。

■外国人県民が集まるイベントや地域行事の開催、生活文化やマナーを効果的に学べる参加・体験型の学びの場づくりを市町等と連携して推進。

**③国の学習プログラムの周知・活用**

■国が創設を進める入国前後の外国人や帯同家族向けの「日本語・生活学習プログラム(仮)」について、動向を注視し、県内で周知・活用を図るなど、今後検討。＜再掲＞

# （２）日本の法や生活上のルール、文化等の理解促進



## ＜事例、トピックス＞

**①在留外国人への交通安全啓発の推進 ［兵庫県］**

母語を使った安全啓発動画を作成し、在留外国人への啓発や、日本語学校等において交通安全教室を実施中。訪日外国人に向けたチラシ等を使用した交通安全啓発を推進している。



**②拠点型初期日本語指導教室における生活ガイダンス ［神戸市教育委員会］**

新渡日の日本語が分からない児童・生徒を対象に実施する、初期日本語や日本の学校生活について学ぶ「拠点型初期日本語指導教室」と連携し、同教室へ児童・生徒を送迎する保護者を対象として、生活ルール等に関するガイダンスを実施している。

**③生活オリエンテーション動画 ［国］**

日本での生活を考えている外国人や日本に住んでいる外国人がより円滑に日本で生活できるよう、生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報やルールを19言語で紹介している。

**④多文化共生の基盤づくり ［三木市］**

日本語教室の中で、交通 ルール、ゴミ出しルール、防災、救急救命等の生活ルールや行政制度を学ぶ機会として、庁内関係各課が講師となり、特別授業を実施している。



**⑤警察学校等の学生に対する「やさしい日本語」講話 ［警察本部］**

警察事象に的確に対応するため、警察学校の学生を対象とした「やさしい日本語」講話を実施している。
（消防学校でも同様の講話を実施）



※やさしい日本語とは、誰にでも分かりやすいように、言葉遣いや表現を工夫した日本語のこと。「わかりやすく易しい」と「思いやりがあり優しい」の２つの意味がある。

# （３）外国人県民の地域との交流促進



＜ポイント＞

①在留外国人が急増する中で、地域住民との交流が進まなければ、双方の不安につながりかねない。しかしながら、多くの場合、外国人県民が自ら地域と交流するきっかけを見つけることは難しい状況にある。

②自治体はじめ各主体が連携しながら、地域の祭りや各種の交流イベント等を通じて、外国人県民が地域とつながる機会を広げる。さらに、地域社会の一員として、地域活動への参画を促していく。

③地域との交流等をサポートする地域活動団体等への支援を通じて、外国人県民の孤立を防ぎ、地域社会への円滑な適応と、地域住民との相互理解を促進する。

＜主な施策＞

**①地域への参画促進**

■外国人県民の地域活動への参画を促進するため、地域活動団体等が開催する交流イベントを支援。

■行政や関係団体等が取り組んでいる、外国人県民と地域をつなぐ活動の好事例を県や市町で共有し、活動の広がりを推進。

■国際交流員（CIR）や外国人コミュニティリーダーによる、地域活動への参加や行政情報の提供等を通じて、地域の活性化と県民と外国人県民の橋渡しを推進。

**②日常的な交流の場の創出**

■外国人県民等が定期的に集い、緊急時のセーフティーネットとしても機能する「居場所」の運営に取り組むボランティア団体・グループを支援。（再掲）

**③地域活動事例の普及啓発**

■地域に根差した国際交流活動を行っている団体を表彰し、活動を推進。

■県内企業で働き、積極的に地域活動にも参画する外国人県民の姿を情報発信するなど地域の理解促進を図る。

# （３）外国人県民の地域との交流促進



## ＜事例、トピックス＞

**①ひめじ国際交流フェスティバル［姫路市］**

文化や習慣の異なる地域住民が交流できる場を創出し、異文化理解を促進するイベントをボランティアの実行委員が企画運営し、関係団体等と連携して毎年開催している。



**②多文化交流員制度［神戸市］**

市内に在住・在学・在勤する外国人等を「多文化交流員」として登録し、地域団体等からの依頼に応じて地域行事等に派遣している。

**③地域コミュニティ活動支援［尼崎市］**

国籍や文化、言語等に関係なく、外国人住民も「地域住民」として、何かあれば助けてもらえるような関係性の構築に向けて、地域を知るためのスタンプラリーや高齢者の集まる茶話会への参加等、交流イベントを実施する地域コミュニティの活動を支援している。

**④加西市グローバルセンターの開設と外国人住民コミュニティリーダーの認定［加西市］**

市の多文化共生の地域づくりの拠点施設として、令和7年9月開設。行政・学校・企業・地域住民と協力しながら、外国人住民への生活相談・情報提供や日本語教室・学習支援と、地域住民の国際理解・異文化体験のためのイベント等、様々な事業を開催している。

また、県内の外国人コミュニティに生活・災害情報を届けるなど、行政との橋渡し役として活躍する外国人コミュニティリーダーを認定している。



**⑤草の根国際功労賞［ＨＩＡ］**

地域に根差した国際交流や多文化共生社会づくりに顕著な功績があった個人や団体を表彰し、活動を支援している。

# 2　県内産業における外国人労働者の活躍促進

## （１）県内企業における働く環境の整備と魅力発信

＜ポイント＞

①育成就労制度では、転籍が可能となり、都市部への人材流出も懸念されるため、外国人労働者が働きやすく、定着してもらえるような取組や、企業の受入れ環境整備が必要である。

②外国人県民が安全・安心に働けるよう、労働関係法令の遵守に加えて、働きやすい就労環境の整備や県内企業の魅力発信を推進する。

③「日本語教育の推進に関する法律」では、事業主に対し、雇用する外国人とその家族への日本語学習支援に努めることが求められている。企業による主体的な支援の取組を継続的に啓発・促進する。

＜主な施策＞

**①働く環境の整備**

■外国人が安心して就職し定着できるよう、働く環境が整った企業を認定する制度を運用。認定企業のメリット拡充や、労働局との連携等により、制度普及と県内企業における働く環境の整備を促進。

■特に人材が不足する分野で、外国人の就職・定着を図る支援を実施。

**②県内企業の魅力発信**

■企業認定制度も活用しながら、魅力ある県内企業を積極的に情報発信。

**③外国人雇用の理解促進**

■県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者を在留資格に応じて適正に雇用できるよう相談支援を実施。

■外国人雇用企業等に向けて、企業における様々な先進事例や、円滑なコミュニケーションを図るため、やさしい日本語を周知。

■特定技能外国人受入企業が市町に提出する協力確認書を活用し、外国人労働者の実態把握や企業との連携を図る。

# （１）県内企業における働く環境の整備と魅力発信



## ＜事例、トピックス＞

### ①ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度［兵庫県］

外国人が安心して就職し定着できるよう、働く環境をしっかりと整える企業を認定する制度として令和７年度に開始。認定を受けることにより、日本政策金融公庫特別利率適用等、様々なメリットを享受できる。




### ②ワークショップの開催［兵庫県］

専門家の講義や外国人の働きやすい体制を積極的に推進する企業による事例発表、参加者同士の交流を通じて、外国人材の雇用・定着に係る課題解決のヒントを考え、ネットワークづくりを実施している。



### ③外国人雇用HYOGOサポートデスク［兵庫県］

県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者を在留資格に応じて適正に雇用できるよう支援するため、相談等を行うサポートデスクを設置している。



### ④外国人介護職員の円滑な受入れのためのセミナー［兵庫県］

県内で外国人介護職員を受け入れている、または受入予定の施設職員を対象に、外国人介護職員との向き合い方や関わり方、指導方法について専門家から学ぶセミナーを開催している。

### ⑤育成就労制度における日本語講習の開発・普及促進［国］

育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるよう、モデルカリキュラムの開発・普及促進のための事業を推進。

# （２）外国人留学生等の積極的な人材確保



## ＜事例、トピックス＞

①外国人留学生は、高等教育機関での教育により専門知識や日本語を学び、学生生活を通じて日本人学生との交流や生活習慣等を経験できる貴重な人材。本県における外国人留学生の在籍者数は全国でも上位にある一方、県内企業への就職は十分に進んでおらず、県内定着が課題となっている。

②外国人留学生の県内就職を促進するため、中小企業に対して採用・育成に関する知識やノウハウの普及を図るなど、県内企業による積極的な採用や、採用後の育成・定着に向けた取組を支援する。

③県内大学への留学促進、その他、日本での就職を希望する海外の大学生等の県内就職促進に向けた支援等を通じ、地域の産業を担う人材の裾野を拡大する。

## ＜主な施策＞

**①外国人留学生の県内就職促進**

■卒業後、日本での就職を希望する留学生を対象とした合同企業説明会を開催。

■企業への専門家派遣による外国人雇用に向けたアドバイスや、留学生の県内企業インターンシップの受入の調整、外国人材活用セミナーやワークショップを実施。

■採用から採用後の職場定着までをワンストップで支援する相談窓口を設置・運営。

**②海外大学生、ビジネス外国人材の確保**

■理系人材等の獲得のため、日本での就職を希望する海外の大学生等を対象としたキャリアフェアを現地で開催。県内就職内定後は、来日に向けたサポートも実施。

**③県立大学での留学生の受入れ促進**

■県立大学において、留学生の受入れを進め、国際的な視野を持つ人材を育成。

# （２）外国人留学生等の積極的な人材確保



## ＜事例、トピックス＞

**①留学生向け合同企業説明会の開催［兵庫県・神戸市］**

就職活動中の外国人留学生を対象とした合同企業説明会を兵庫県と神戸市で共同開催し、マッチング機会を創出することで、県内就職を促進している。

**②外国人採用キャリアフェアの開催［兵庫県］**

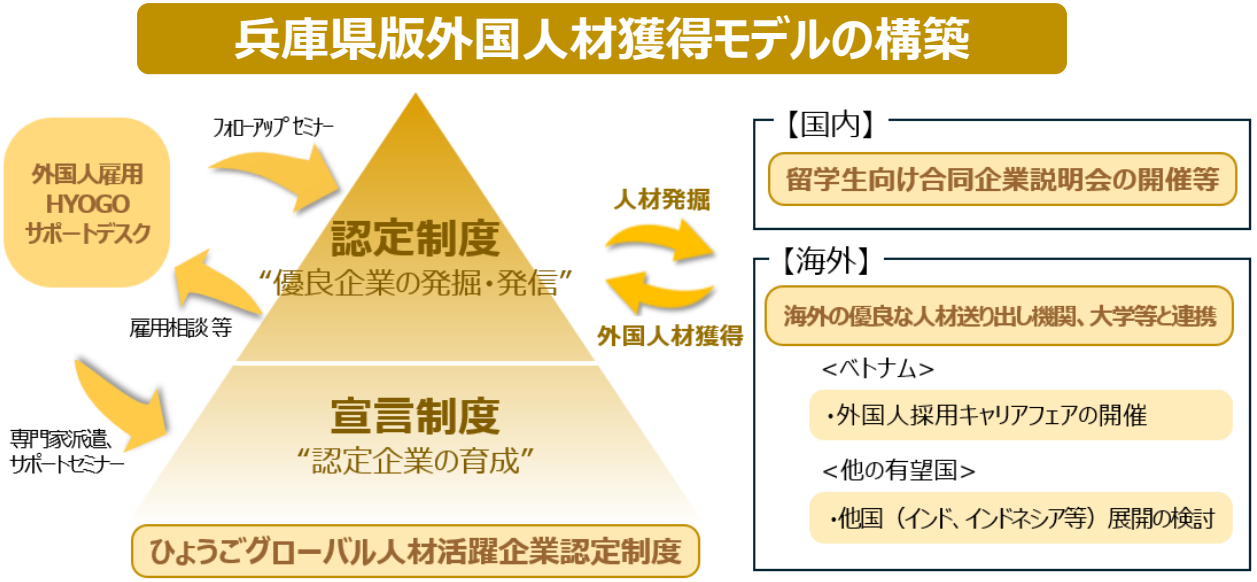
日本での就職を希望する海外の大学生等を対象としたキャリアフェアをベトナムで開催。フェア後には、内定に向けた面接を行い、必要に応じて内定者の日本語教育のほか、来日に向けたサポートを実施している。

**③外国人留学生採用ワンストップ相談窓口の運営［兵庫県］**

留学生の採用を検討する県内企業や留学生等からの相談に対し、採用から採用後の職場定着までをワンストップで支援する相談窓口の運営や、外国人雇用に係るセミナーを開催している。

**④兵庫県立大学での外国人留学生の受入れ［県立大］**

国際商経学部にグローバルビジネスコースを設置（H31）。外国人留学生の受入れや、留学生との共学を通じて国際的な視野を持つ人材を育成している。



# 3　安全・安心な社会のための環境整備

## （１）多言語による情報発信・相談体制の充実

＜ポイント＞

①外国人が日本で生活するにあたり、文化・習慣の違いや言葉の問題により、自ら調べたり相談することが難しい場合も多いため、生活に係る適切な情報や相談場所に容易にたどり着ける環境が求められる。

②外国人県民が安全・安心に暮らし、地域で活躍するために、多言語及びやさしい日本語による情報発信を充実させ、生活情報や行政情報の正しい理解を推進する。

③相談内容は多岐にわたるため、関係機関と連携し、専門性を生かした相談対応ができる体制の充実を図る。

＜主な施策＞

**①情報提供の多言語化**

■各地域でルール等が細かく異なり、トラブルの原因となりやすい、ごみの出し方をはじめとした生活情報を、各自治体から多言語及びやさしい日本語で発信。

■やさしい日本語の普及啓発や人材育成を行い、多言語及びやさしい日本語を使った日本の法や文化、ルール等の周知を推進。（再掲）

**②多言語による相談体制の充実**

■外国人県民によるルールや文化の違いによる生活相談をはじめ、法律や在留資格等に関する専門相談等に多言語で対応する相談窓口を設置・運営　（再掲）

■県内には、県、市町、国による多数の相談窓口が設置されており、専門性を生かし、相互に連携しながら、多様な相談に対応。

# （１）多言語による情報発信・相談体制の充実

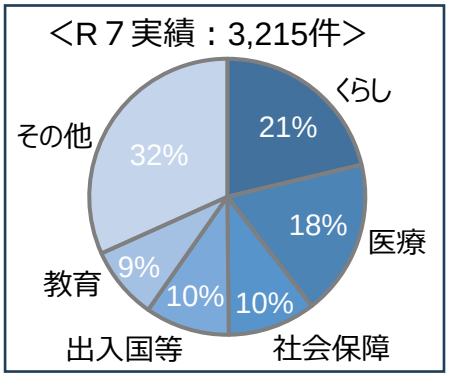


## ＜事例、トピックス＞

### ①ひょうご多文化共生総合相談センター

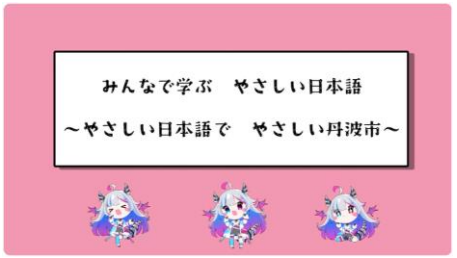
**［兵庫県・ＨＩＡ］**

外国人県民が日本で生活する中で直面する様々な困りごとに対し、多言語による生活相談、法律相談等に対応し、外国人県民の生活支援を実施。徐々に対応言語数を増やし、令和8年度時点で26言語に対応している。




### ②やさしい日本語解説動画［丹波市］

地域活性化に取り組むVtuberとコラボしてやさしい日本語を分かりやすく解説した動画を作成。ショッピングモール等、多くの市民が訪れる場所でのパネル展示と合わせて、身近な場所で多文化共生の啓発を促進している。




### ③FAQシステムやオンラインネットワークの試行実施［国］

相談窓口で扱う相談内容が多様化・複雑化していることから、相談内容に合致する情報を迅速に検索できるFAQシステムや、全国の相談窓口の相談員が対応事例の相談や交流を行うオンラインネットワークを試行的に導入している。

### ④県内の主な相談窓口［兵庫県・国・市町］

（R8.10月時点）

| 区分 | 相談窓口数 | 相談窓口名 |
|---|---|---|
| 県 | 3 | 多文化共生総合相談センター、子ども多文化共生センター、女性家庭センター |
| 国 | 10 | 大阪出入国在留管理局神戸支局、姫路港出張所、兵庫労働局、<br>姫路労働基準監督署、公共職業安定所（神戸、灘、三宮、尼崎、姫路、明石） |
| 市町 | 24 | 県内24市町 |

# （２）学校での受入体制整備・学習機会の確保



＜ポイント＞

①外国人県民の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒も増加している。外国人児童生徒が日本語を学ぶ機会を確保し、日本語能力の向上と学力の定着を図ることで、進路の選択肢を増やし、将来、自立した生活を送り活躍できるよう、成長を支援することが必要である。

②外国人児童生徒等の個々の状況を踏まえた教育体制を整え、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進する。

③高等学校や大学への進学に向けた継続的な指導体制と相談体制を整備し、学習機会の充実を図る。

＜主な施策＞

**①受入れ体制の整備**

■学校における日本語指導体制の整備や効果的な日本語指導、授業実践について、教職員への研修等を実施。

■日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、教員等とのコミュニケーションの円滑化及び学校生活への早期適応のため、サポーターを県立学校等に派遣。

■外国人児童生徒等及びその保護者に対し、就学や進学、日本語指導、学習指導などに関する教育相談等を実施。

**②進学支援・教育機会の提供**

■渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に、公立高校特別枠選抜により入学後の学習を支援するとともに、教員研修等を通じ、各学校の支援体制を整備。

■外国籍も含めて義務教育を修了できなかった人や、様々な理由により学校に通えなかった人に夜間中学校で義務教育を受ける機会を提供。

**③児童生徒の多文化共生意識の醸成**

■背景や文化の違いを認め合い、ともに暮らす多文化共生への理解と意識を深める。

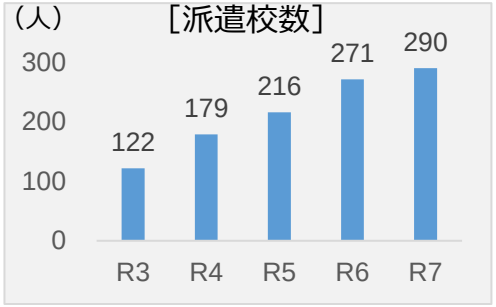
# （２）学校での受入体制整備・学習機会の確保



## ＜事例、トピックス＞

### ①子ども多文化共生サポーター［県教育委員会］

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを県立学校等に派遣している。
また、県立学校等で、多文化共生の理解を深める講演等を実施している。




### ②外国人生徒の公立高校特別枠選抜［県教育委員会］

渡日間もなく、日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に入学者選抜方法を工夫し、入学後の学習支援を行う特別枠選抜を県内全ての学区で対応できるよう、全5学区の公立高校9校で実施、学習機会の充実を支援している。（定員28名）

### ③夜間中学校を活用した教育機会の提供

［神戸市教委、尼崎市教委、姫路市教委］

県内に4校ある夜間中学校では、外国籍も含めて義務教育を修了できなかった人や、様々な理由により学校に通えなかった人に義務教育を受ける機会を提供している。

### ④日本語指導指導者養成研修会の開催［県教育委員会］

日本語指導が必要な外国人児童生徒の日本語指導の普及・啓発及び、※「特別の教育課程」による日本語指導の充実を図るための研修会を開催している。

※「特別の教育課程」による日本語指導とは、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態のこと

### ⑤拠点型初期日本語教室［芦屋市教育委員会］

日本語支援が必要な外国にルーツをもつ児童生徒に対し、小・中学校での学校生活を円滑に進め、早期の学校生活への適応を図るために、市内の拠点校2校にて初期の日本語教育や基礎学力の補充指導を行っている。



### ⑥日本語教育支援総合パッケージ［国］

就学前の日本語が必要な児童生徒を対象としたプレスクール・プレクラスの設置や、地域日本語教育の実施に関するガイドラインの策定等、子どもから大人までの切れ目のない総合的な支援を行い、日本で生活する外国人の子どもや大人の教育環境を整える。

# （３）防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築



＜ポイント＞

①外国人県民の中には、母国との気候風土の違いもあり、日本での防災への意識や備えが十分でなく、また言語に不安を感じている人も多い。

②災害発生時に状況把握や避難方法に困難が生じることがないよう、避難所訓練や外国人支援に係る研修会等、平時からの防災・減災の普及啓発を推進する。

③災害時における外国人県民への情報伝達や安否確認、避難所等での支援活動の充実を図り、外国人県民が安全を確保できる体制を推進する。

＜主な施策＞

**①防災・感染症予防への意識啓発**

■災害・防災の知識と避難の方法などについて事前に学習できるよう、外国人県民と外国にルーツをもつ子どもを対象に多言語の防災ガイドブックを作成。

■ハザードマップや避難場所、インフルエンザ等の感染症予防について、各自治体が多言語及びやさしい日本語で発信。

■国際交流関連団体が行政と連携して実施する避難所訓練や災害時の外国人支援に係る研修会等を支援。

**②災害時の情報発信・支援体制の構築**

■スマートフォンアプリや携帯電話等のメール機能を利用して、気象情報、地震情報、避難情報等の緊急情報を多言語で提供。

■大規模災害時に、ひょうご多言語広域支援センターを設置し、多言語情報発信の支援を実施。

■市町や在関西総領事館、外国人コミュニティ等と連携し、災害時の情報伝達、安否確認、支援活動に係る体制の構築を推進。

# （３）防災への意識啓発と災害時の支援体制の構築



## ＜事例、トピックス＞

### ①「ひょうご防災ネット」スマートフォン用アプリ［兵庫県］

12言語対応や音声読上げ機能（日本語＋12語）、ピクトグラム（絵文字・絵単語）を使用して、外国人や高齢者などを含め、多くの方にわかりやすく防災情報を提供している。




＜アプリダウンロード件数（累計）＞　（件）

| R3 | R4 | R5 | R６ | R7 |
|---|---|---|---|---|
| 26万 | 30万 | 35万 | 44万 | 49万 |

### ②「子どもと親の防災ガイドブック」の作成［ＨＩＡ］

16言語で頻度の高い自然災害（地震、津波、台風、大雨・洪水、土砂災害、雷、竜巻）についての解説や、それぞれの災害への対応策、日頃からの準備等についてわかりやすくまとめたガイドブックを作成している。



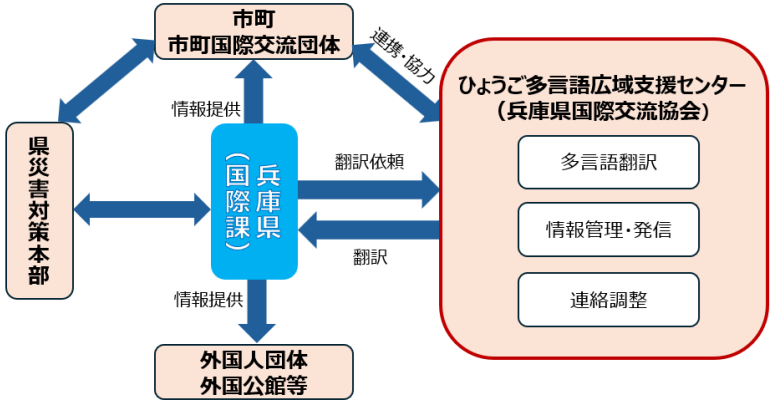

### ③災害時多言語通訳・翻訳ボランティア研修［ＨＩＡ］

災害時に日本語でのコミュニケーションが難しい外国人のために、通訳や翻訳の支援を行うボランティアに対して、外国人県民を交えた研修や訓練を実施している。

### ④ひょうご多言語広域支援センター［ＨＩＡ］

兵庫県内で地震などの大規模災害が発生し、兵庫県災害対策本部が設置された際に設置。県庁各部署・市町・市町国際交流団体に対し、翻訳等の支援を行い、外国人県民等への多言語情報発信をサポートしている。

**ひょうご多言語広域支援センター体制図**




### ⑤外国人市民防災訓練［三田市］

三田市国際交流協会や三田市消防本部、三田市危機管理課と連携し、外国人住民を対象とした防災訓練を毎年実施。訓練の重要性を繰り返し伝え、継続的な参加を推進している。



# （４）医療・福祉サービス等の提供環境の整備



＜ポイント＞

①在留外国人や訪日外国人の増加に伴い、医療通訳の必要性が増している一方で、医療通訳には高度な知識やスキルが求められるため、通訳者やコーディネーター等、医療通訳に係る人材の確保が大きな課題となっている。

②外国語対応可能な医療機関や社会保障に関する情報提供の促進、医療機関の利便性の向上など、外国人が安心して医療サービスを受けることができる環境整備を推進する。

③日本の医療・保健・介護制度について、その理解が不十分な外国人県民に対し、制度の周知を図る。

＜主な施策＞

**①医療機関における多言語対応の促進**

■医療機関を受診する外国人患者の受入環境を整備するため、医療通訳コーディネーターの配置や遠隔地通訳支援システムの構築等を進める取組を支援。

■厚生労働省が実施している医療通訳者の医療機関への配置や遠隔通訳サービスについて、県内医療機関への周知を実施。

**②社会保障制度等の周知**

■外国人県民が、年齢やライフステージに応じて、子育てや福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス内容や利用の際の手続きについて、多言語及びやさしい日本語による情報提供を推進。

■外国人が医療機関を安心して受診できるよう、多言語対応が可能な医療機関に関する情報を提供。

■くらし、医療、社会保障を含め、様々な相談が寄せられる「ひょうご多文化共生総合相談センター」等の相談窓口でも適切に情報を提供。

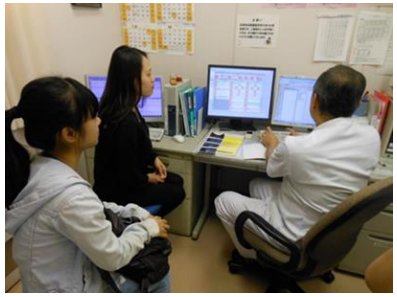
# （４）医療・福祉サービス等の提供環境の整備



## ＜事例、トピックス＞

**①医療機関における外国人患者受入環境整備**
**［兵庫県・神戸市・ＨＩＡ］**

県国際交流協会及び神戸市が医療通訳実施団体に補助し、県内の10病院と協力して同行・遠隔による医療通訳事業を実施している。





**②配偶者等からの暴力（DV）相談［兵庫県］**

配偶者（パートナー）からのDVで悩んでいる外国人に向けて多言語でパンフレットを作成し、相談窓口を案内している。

**③多言語での医療助成制度情報の発信［加東市］**

医療費助成制度等の案内を、多言語及びやさしい日本語で作成している。
また、行政サービスを受ける際、申請書に住所等の記入が不要な「書かない窓口」を設置し、職員が申請を支援することで、外国人を含めた申請者の負担を軽減している。

**④希少言語に対応した遠隔通訳サービス［国］**

通訳者の確保が困難な17の希少言語に対して、電話による遠隔通訳サービスを実施し、外国人患者受入れ環境の更なる充実を推進している。

**⑤医療通訳者の配置［国］**

医療機関が外国人患者を受け入れる体制の整備を進めるにあたって、拠点的な医療機関に対する「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター」の配置を推進している。

**⑥外国人患者受入医療機関情報の発信［国］**

患者の利便性を高め、医療機関等及び行政のサービス向上を図ることを目的として、厚生労働省と観光庁が連携して一元化した外国人患者を受け入れる医療機関リストを作成し、日本政府観光局ウェブサイトに掲載している。R8.6月時点で県内29の病院・クリニックが登録中。



# （５）住宅確保など居住支援



＜ポイント＞

①入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数は増加傾向にあるが、依然として外国人であることを理由とした入居制限が課題。入居後は騒音、ゴミ出しルール等、文化の違いによるトラブルが生じている。

②外国人県民が安心して生活するためには、生活の拠点となる住宅が必要であることから、入居拒否等を解消し、住宅情報の提供を推進する。

③外国人県民が賃貸住宅に安心して入居し、住み続けられるよう、入居前後での相談対応や生活支援を推進する。

＜主な施策＞

**①入居可能な民間賃貸住宅の確保**

■外国人であることを理由とした入居拒否等の解消に向けて、不動産業界団体へ啓発活動を実施。

■住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進のため、入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を整備し、情報開示や賃貸人の指導監督を実施。

■住宅確保要配慮者の入居支援や入居後の見守り活動等を行う居住支援法人の指定並びに活動を支援。

**②県営住宅の活用**

■県営住宅の空き住戸を、外国人を含む若年労働者の社宅として活用。

■県内大学等の要請を受けて大学等と契約を締結し、在学する留学生のシェアハウスとしての使用を許可。

**③ルール・マナー等の周知**

■入居者の守るべきルールやマナー等を多言語版冊子や掲示板等で周知。

# （５）住宅確保など居住支援



## ＜事例、トピックス＞

**①住宅確保要配慮者に対する入居支援［兵庫県］**

・外国人、高齢者、障害者等住宅確保要配慮者の入居を断らない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録の推進及び情報発信している。

・住まい探しや家賃債務保証、見守り・安否確認、残存家財の処理などに取り組み、住宅確保要配慮者の円滑な入居と入居後の生活の安定を支援する居住支援法人を指定している。（R8.4月時点で67法人）

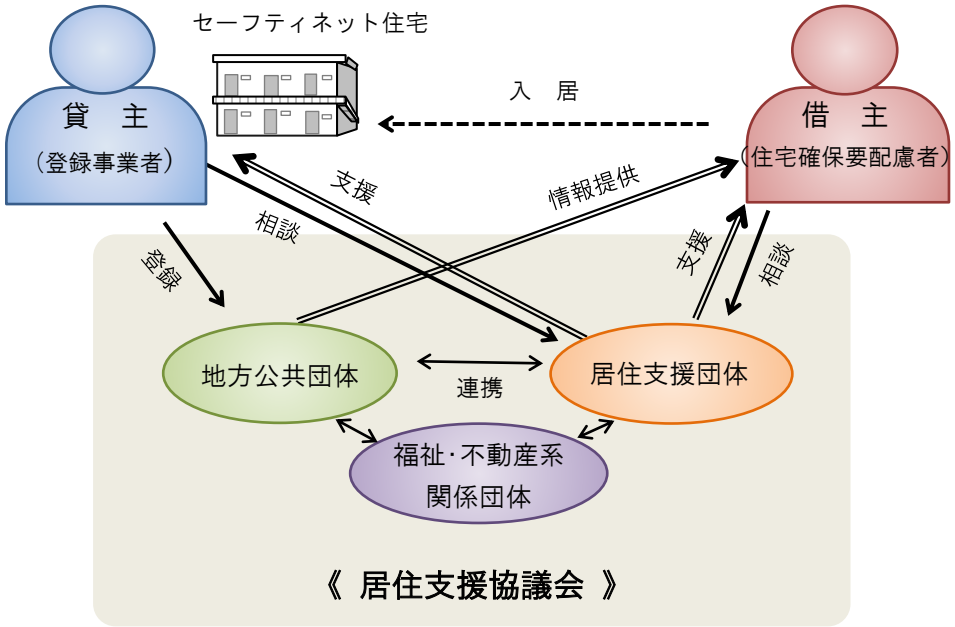
・不動産業者や行政機関等への同行、入居後の見守り相談等を外国人支援団体と連携し展開している。

**②県営住宅の空家活用［兵庫県］**

令和6年5月から、中小企業等に在籍する40歳未満の若年労働者の社宅として県営住宅を活用。外国人も入居対象者となっている。

**③県営住宅を活用した留学生等シェアハウス［兵庫県］**

住宅に困窮している県内の大学の留学生等に対し、低廉な家賃で安定して住宅を供給するため、自治会活動への参加等を要件に、県営住宅を留学生等のシェアハウスとして活用している。




セーフティネット住宅登録数

| 区分 | 登録戸数 |
|---|---|
| R3 | 26,649戸 |
| R4 | 28,729戸 |
| R5 | 30,216戸 |
| R6 | 32,307戸 |
| R7 | 33,086戸 |

# 4　多文化共生を支える基盤づくり

## （1）多文化共生の意義の普及啓発

＜ポイント＞

①近年、外国人の増加に伴い、外国人の存在が身近なものとなる一方、文化や言語、宗教、価値観等の違いについて相互理解が十分でないことから、不安や誤解が生じる場合がある。

②異なる文化や価値観等を持つ人への理解を深め、互いの立場に立って考えることを通じて、一人ひとりの個性が尊重される社会の実現につながるという、多文化共生の意義を普及啓発する。

③「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえ、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場における人権尊重の理念の教育・普及を推進する。また、「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」を踏まえ、外国人へのインターネット上の人権侵害やヘイトスピーチ等の防止に取り組み、誰もが安心して利用できる環境づくりを進める。

＜主な施策＞

**①多文化共生の啓発**

■地域住民やNGO、自治体等に対して、研修会をはじめ、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を推進。

■県民意識調査や各市町が実施する意識調査などを活用しながら、多文化共生に関する意識を継続的に確認。

**②人権啓発・人権教育等の推進**

■人権文化を進める県民運動の一環として、啓発事業を展開するとともに、人権尊重を基盤とした多文化共生社会の実現を目指す教育を推進。

■外国人への人権侵害の防止に向けて、様々な機会や媒体を活用した啓発活動を強化するとともに、人権相談の実施やインターネット上の差別的投稿のモニタリング・削除要請など被害者支援の取組を推進。

# （1）多文化共生の意義の普及啓発



## ＜事例、トピックス＞

**①インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の施行（令和８年１月）［兵庫県］**

インターネット上の誹謗中傷や差別的言動等による人権侵害が深刻な社会問題となる中、県が取り組むべき施策（啓発等の実施、相談体制の整備、不当な差別への対応）や関係者の責務を明確化するため、インターネット人権侵害防止条例を施行し、本条例に基づく取組を推進している。




**②「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」の改定（令和９年３月）［兵庫県］**

平成13年3月に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、人権尊重社会の実現に向けた取組を推進してきた。令和８年度に、社会情勢の変化や人権課題の多様化を踏まえ、インターネット上の人権侵害を課題横断的な人権課題として位置付けるなどの改定を実施。

**③多文化共生を考える研修会［兵庫県・ＨＩＡ］**

文化や言語、生活習慣や歴史的背景の違いを認め合い、互いに尊重し合う多文化共生社会の実現を目指し、NPOと協働で 、「多文化共生を考える研修会」を毎年度開催している。



**④ひょうご・ヒューマンフェスティバル［兵庫県］**

毎年８月を「人権文化をすすめる県民運動」の推進強調月間とし、各種啓発事業を展開するとともに、「ひょうご・ヒューマンフェスティバル」を同月間全県事業として実施している。

**⑤朝来市の多文化共生意識調査［朝来市］**

多文化共生のまちづくりに向けて、「朝来市多文化共生推進基本方針」の策定や外国人市民の受入環境整備等の多文化共生施策に生かすことを目的に、市民、外国人、事業所、自治会に意識調査を実施した。

# （2）多文化共生に取り組む体制強化と人材育成



＜ポイント＞

①在留外国人の急増と多国籍化、居住地域の分散化に伴い、共生に向けた課題も多様化しているが、各自治体の人的資源等にも限りがある中で、受入れ体制が追い付かず十分ではない状況。

②課題は日本語学習だけでなく、教育・住居・医療・防災・産業など多岐にわたるため、分野を横断した総合的な推進体制の充実を図る。また、地域で一体となった取組を進めるためにも、自治体だけでなく、地域の各主体との課題の共有や意思疎通など連携を強化する。

③多文化共生に取り組む人材育成のほか、地域の将来を担う子どもたちが国際的な視野を持ち、多様な文化や価値観を理解するための資質・能力を身に付けることができるよう支援を行う。本県や各市町の海外友好提携との交流基盤も生かした人材育成を図る。

＜主な施策＞

**①支援体制の充実・強化**

■課題は多岐にわたり、分野横断的で総合的な対応が必要となるため、行政、国際交流協会等の多文化共生に取り組む体制の充実を図る。

■県や市町、市町国際交流協会、商工会、商工会議所、外国人雇用企業等が情報共有し、ネットワークを構築して自主的な課題解決を促進するための地域連携会議を開催。

■行政や外国人コミュニティ、支援団体等が課題や取組を話し合う場を継続的に設置。

**②人材の育成**

■多文化共生や国際交流活動に取組む団体の支援や、人材への研修等の実施。

■災害時に避難所などで被災した外国人の通訳や翻訳を行うボランティアの研修を開催。

■兵庫を舞台にグローバルに活躍する人材の育成につなげるため、留学先で個々の学びを深める若者を官民協働で支援。

■本県や各市町の海外友好提携先との交流基盤を生かした若者の人材育成を支援。

# （2）多文化共生に取り組む体制強化と人材育成



## ＜事例、トピックス＞

**①多文化共生ネットワーク会議［兵庫県］**

市町、外国人支援団体、外国人雇用企業等が情報やノウハウを共有し、ネットワークの構築と連携による地域課題の解決を促進するため、開催地域を毎年変えて会議を開催している。



**②外国人県民共生会議［兵庫県］**

新たに県内に居住する外国人労働者等が地域社会に円滑に適応できるよう、県と外国人コミュニティ、外国人支援団体等と課題や取組を話し合うための会議を開催。

**③地域における多文化共生推進会議［兵庫県］**

北播磨地域の多文化共生事業推進のため、北播磨県民局を中心とした管内市町や関係団体による相談対応や取組事例、課題等の意見交換会を開催している。

**④多文化共生教育フォーラム［県教育委員会］**

外国人児童生徒等を取り巻く課題を共有し、地域全体の課題として捉え直し、学校と地域の在り方を考える機会とするため、「子ども多文化共生教育フォーラム」を開催。

**⑤チャレンジ留学～HYOGO若者「海外武者修行」応援プロジェクト～［兵庫県］**

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする若者を官民連携で支援し、兵庫で学び、グローバルな視点・能力を持ち、国際的に活躍する若者を育成している。




**⑥民間国際交流事業への支援［ＨＩＡ］**

県内の民間非営利団体や大学・高校・専門学校等が主体となって取り組む国際交流活動や多文化共生活動のうち、普及啓発効果が高く地域のモデル事業となるような公開型事業に対し、対象経費の一部を助成している。

**⑦多文化共生マネージャーの養成**

**［自治体国際化協会（クレア）］**

地域の多文化共生推進の担い手として、日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくりを目指し、施策の立案・実践や、関係者間のコーディネート等を行う人材を養成。
県内の多文化共生マネージャー:40名（R8.5月時点）